

## 「血統共同体」からの決別 : ドイツの国籍法改正と政治的公共圏

著者	佐藤 成基
出版者	法政大学社会学部学会
雑誌名	社会志林
巻	55
号	4
ページ	73-111
発行年	2009-03
URL	<a href="http://doi.org/10.15002/00021059">http://doi.org/10.15002/00021059</a>

# 「血統共同体」からの決別

——ドイツの国籍法改正と政治的公共圏——

佐藤成基

この改革はわれわれの国家理解を変えていくことになるだろう。

オットー・シリー

われわれの目的はドイツのアイデンティティを守ることである。

エドムント・シュトイバー

これは国籍法の改革をめぐる討論というだけでなく、

われわれの社会の自己理解をめぐる討論でもある。

マリールイーゼ・ベック

## はじめに

1999年5月、ドイツは国籍法を改正した<sup>1)</sup>。この改正で注目されるのは、それまで純然血統主義に基づいていたドイツの国籍法に出生地主義（領域原理）が導入されたことである<sup>2)</sup>。改正を推進してきたSPDや緑の党の政治家たちはそれを、ドイツが「血統共同体」から決別し、「近代的」で「市民的」な、「ヨーロッパ水準」の「民主主義国家」へと転換する第一歩であると称揚した。

しかしこの改正が実現するまでには長い年月を要した。すでに1980年代から国籍法の改正の必要性は論じられ始めていたが、本格的な改正の議論が始まったのは1990年のドイツ統一以後である。連邦議会や連邦参議院では、この時期から多くの改正法案や決議案が提出されるようになった（図表1参照）。その大部分が否決されたが、約20年近くにわたって国籍法改正をめぐり、様々な論争が繰り広げられてきたのである。最終的に成立した「国籍法改革法」も、与党のSPDと緑の党が野党に対して譲歩をして成立したものであった。

国籍法は、その国家の構成員すなわち「国民」を定義する法的制度である。国籍法が変われば、当然「国民」の構成のあり方が大きく変化する。そのため国籍法は、その国家が標榜する「ネーション」の自己理解の方法（ナショナル・アイデンティティ）と密接な関係ももつものである。では、1999年のドイツ国籍法改正は、果たしてドイツのナショナル・アイデンティティとどのように関係していたのか。本論文はその問題を、この1999年国籍法改正に至るドイツ連邦共和国の政治的

国籍法改正に関する主な法案・決議案 (特に記載のない場合は否決)

政権	法案・決議案	内容	連邦議会	連邦参議院	議会外での動き
シュミット (SPD,FDP)	1980 国籍問題に関する第四次法 (80-1-29) (ノルトライン=ヴェストファーレン)			2月29日	
	1982 国籍問題に関する第四次法 (82-1-4) (連邦政府)		婦化請求権 5月13日 →不成立		
第2/3期コール (CDU/CSU,FDP)	1986 国籍問題の規定に関する第4次法 (86-7-21) (ブレメン, ハンブルク, ノルトライン=ヴェストファーレン, ザールラント)		第三世代出生地主義	9月26日	
	1988 国籍問題の規定に関する第4次法 (88-5-8) (ブレメン, ハンブルク, ノルトライン=ヴェストファーレン, ザールラント)		第三世代出生地主義	7月8日	
	1989 国籍問題の規定に関する第4次法 (89-3-28) (SPD)		第三世代出生地主義	5月12日	
	1990 国籍問題の規定に関する第4次法 (88-7-26) (ブレメン, ハンブルク, ノルトライン=ヴェストファーレン, ザールラント, プレムレン, ノルトライン=ヴェストファーレン, ザールラント, シュレズヴィヒ=ホルシュタイン) 外国人法 (90-1-27) (連邦政府)		婦化基準の緩和	2月9日 →可決	9月22日
第4期コール (CDU/CSU,FDP)	1991 国籍法改訂に関する決議案 (ブレメン, ヘッセン, ニーダーザクセン他計9州)		第三世代出生地主義, 重国籍への配慮	3月13日	
	1992 庇護権手続き, 外国人, 国籍の規定の変更に関する法律 (93-3-2) (CDU/CSU,SPD,FDP)			3月4日 →可決	庇護委員 (12月) 重国籍への署名運動 (2~9月)
	1993 婦化の簡易化と重国籍容認に関する法律 (93-3-10) (SPD)		婦化請求権	4月29日	
	1994 国籍法の変更と補充に関する法律 (93-6-9) (ニーダーザクセン)		第三世代出生地主義, 重国籍容認	11月11日	←6月18日
	1994 婦化の簡易化と重国籍容認に関する法律 (93-3-10) (第2回) (SPD)		第二世代出生地主義, 重国籍容認	4月28日	
	1994 国籍法の変更と補充に関する法律 (93-6-9) (第2回) (ニーダーザクセン)		4月28日		
第5期コール (CDU/CSU,FDP)	11月~ 重国籍容認の下での婦化簡易化に関する決議 (95-1-19) (SPD)		第三世代出生地主義, 重国籍容認	2月9日	連立合意で「児童国家帰属」案 (11月)
	1995 国籍法変更に関する法律 (95-2-8) (緑の党)		第二世代出生地主義, 重国籍容認	2月9日	
	1996 国籍法改訂に関する決議 (95-11-3) (ハンブルク, ヘッセン, ニーダーザクセン, ザールラント他計7州) (SPD)		第三世代出生地主義	2月8日	11月24日
	1996 国籍法改革の最低基準 (96-2-1) (緑の党)		第二世代出生地主義, 重国籍容認	2月8日	
	1996 国籍法変更に関する法律 (95-2-8) (第2回) (緑の党)		2月8日		

1997	定住法 (緑の党) 国籍法改革に関する連邦政府の法的イニシアチブ (97-6-27) (決議案) (SPD) 明白な統合のシグナル—国籍法の即時改革のために (97-5-15) (決議案) (緑の党) 国籍法改革の最低基準 (96-2-1) (第2回) (緑の党) 重国籍容認の下での帰化簡易化に関する法律 (第2回) (SPD) 国籍法の新规定 (95-10-30) (第2回) (SPD) 外国人を両親とする子供のドイツ国籍獲得を容易にする法律 (97-7-2) (連邦参議院) 外国人を両親とする子供のドイツ国籍獲得を容易化 (98-2-16) (SPD) 外国人を両親とする子供のドイツ国籍獲得を容易にする法律 (第2回) (連邦参議院)	第二世代出生地主義、期限付き重国籍 (国籍法改革の必要性に言及) (国籍法改革を政府に要請する決議) 第二世代出生地主義、重国籍容認 第三世代出生地主義 第三世代出生地主義	6月5日 6月5日 6月5日 10月30日 10月30日 10月30日 10月30日 3月27日 3月27日	CDU若手議員による国籍法改革案 (6月)
1998	国籍法改革法 (99-3-16) (SPD, 緑の党, FDP) 国籍法の新规定法 (99-3-16) (CDU, CSU) 国籍法改革法 (99-3-19) (連邦政府) 国籍法新规定法 ((99-3-26) (バイエルン) 国籍法改革法 (99-3-16) (第2回) (SPD, 緑の党, FDP) 国籍法の新规定法 (99-3-16) (第2回) (CDU, CSU) 国籍法改革法 (99-3-16) (第3回) (SPD, 緑の党, FDP)	第二世代出生地主義*, 重国籍容認 第二世代出生地主義**, 期限付き重国籍 純然血統主義、重国籍否認、帰化保証	3月19日 3月19日 4月30日 4月30日 4月30日 5月7日 →可決 5月7日 →否決	連立合意 (出生地主義、重国籍容認) (10月) シリー—国籍法改革案公表 (1月) 反重国籍署名運動 (CDU, CSU) (1~5月) ヘッセン州選挙 (2月7日)
10月~ 1999	国籍法改革法 (99-3-16) (SPD, 緑の党, FDP) 国籍法の新规定法 (99-3-16) (CDU, CSU) 国籍法改革法 (99-3-19) (連邦政府) 国籍法新规定法 ((99-3-26) (バイエルン) 国籍法改革法 (99-3-16) (第2回) (SPD, 緑の党, FDP) 国籍法の新规定法 (99-3-16) (第2回) (CDU, CSU) 国籍法改革法 (99-3-16) (第3回) (SPD, 緑の党, FDP)	*...14歳から合法的に滞在 **...8年以上合法的に滞在	4月30日 4月30日 4月30日 5月7日 →可決 5月7日 →否決 5月21日 →可決	CDU若手議員による国籍法改革案 (6月)

公共圏における政党間・政党内の複雑な論争過程を分析しつつ明らかにしようというものである<sup>3)</sup>。

## 1. 国籍と「エスノ文化的」なネーション ー問題の所在ー

国籍による国民の定義の仕方は国家によって様々である。その定義はどのように決まってくるのか。各国家が持っている軍事上・政治上・経済上の「国益」の計算が、そこに大きく関与してくることは間違いない。だが、それだけではない。アメリカの社会学者ロジャーズ・ブルーベイカーは、そのような国籍が規定される過程が、歴史的に構築されたそれぞれに固有の「ネーションの自己理解」という文化的要因に強く影響を受けていることを明らかにした (Brubaker 1992=2005)。

彼はドイツの国籍法が、1913年以後1990年代まで純粋血統主義をとり続けていたことの要因の一つを、歴史的由来のあるドイツの「エスノ文化的」なネーション理解に求めた。「エスノ文化的」なネーション理解においては、自分たちのネーションのあり方をエスニシティに基づいて理解するため、同一のドイツ民族に対しては拡張的・包摂的であるのに対し、民族的に「非ドイツ的」な外国人を受け入れようとしめない傾向が強い。そのような民族的に閉鎖的・排他的なネーション理解は、血統によって国家の成員資格を規定する血統主義と親和性が高い。ドイツの隣国フランスが出生地主義を広く取り入れているのと比較すると両国の国籍法の違いは際立つが、この違いを説明するのが両国におけるネーション理解の違いである。絶対主義国家の伝統の上に革命の歴史をもったフランスでは、「市民的」で「国家中心的」なネーション理解が支配的である。フランスが出生地主義を早くから導入している大きな理由の一つが、このフランス的なネーション理解にある。これがブルーベイカーの分析の概要である<sup>4)</sup>。

確かに1913年に純粋血統主義に基づく国籍法が作られたとき、そこに「エスノ文化的」なドイツ・ネーションの自己理解、すなわちドイツ民族とは血統で結びついた共同体であるという理解が支配的であったことは間違いない。ブルーベイカーは「異常なまでに厳密で一貫した血統共同体としてのドイツ国民の定義は、1913年に結晶化した」(Brubaker 1992=2005: 187頁)と述べている。それはこの国籍を審議した帝国議会で、国籍法案を支持していた一議員の次のような発言からも見て取れる。

われわれは血統主義の原則が法律において純粋な形式で実行されたことを、それゆえ……血統 (Abstammung) と血 (Blut) が国籍取得にとって決定的であることをうれしく思う。この条項は民族的 (völkischen) な性質とドイツの本質とを保存し、保護することに見事に貢献している。われわれは、どのような形式であれ、出生地主義を導入しようという修正を拒否している。(RT 13/153: 5282)

しかし、このような「エスノ文化的」なネーション理解が、1999年までドイツの純然血統主義の国籍法を存続してきた理由なのだろうか。もしそうであるとすると、1999年の改正における出生地主義の導入はどう説明されるのか。この時点で、「エスノ文化的」なネーション理解が衰退し

たのか、あるいは変化したのか。だとすると、「エスノ文化的」なネーション理解の形態の持続性を前提とするブルーベイカーの図式では、1999年の改正は十分に説明できないことになる。

国籍法の形成や改正において、その国のネーション理解が重要な役割を果たすというブルーベイカーの知見は重要である。だが、そうであるとする、ドイツの1999年の国籍法改正において、ドイツのネーション理解はどのようなものであったのだろうか。1913年に見られ、ナチス時代にはファナティックなまでに強調された「エスノ文化的」なネーション理解は変化していたのか。「エスノ文化的」ではない何らかのネーション理解が作用していたのだろうか。本論文はそのような問題を解明していきたい。

ここでは結論として、以下のような点を主張するつもりである。

- 確かに出生地主義の導入を主張する左派・リベラル派に対し、保守派は純然血統主義の維持を主張した。しかしブルーベイカーの説明の図式とは異なり、そこで「エスノ文化的」なネーション理解が主導的な役割を果たしているのではなかった。保守派（CDU/CSU）が国籍法改正をめぐる主張の中で用いている語法・論法を見ると、むしろフランスに近似した「市民的」で「国家中心的」なネーション理解が表現されている。ドイツの「市民的法治国家」としての連邦共和国に志向するという点において、出生地主義導入派も反対派も大きな違いはなかった。導入派が平等な法的権利の下での平和的で多文化的な「共生」を打ち出していたのに対し、反対派の方は国家への「忠誠」や「意志」を強調した。しかし共に、国籍を「民主主義」の基礎としている点において違いはなかった。彼らは「市民的」で「国家中心的」なネーション理解の異なったヴァージョンを表明していたのである。
- 「エスノ文化的」なネーション理解は、出生地主義導入推進派からも反対派からも、ドイツの忌まわしい過去を連想させるネガティブなシンボルとして語られていた。出生地主義に反対し純然血統主義を維持しようという保守派の方からも、血統主義と「エスノ文化的」なネーションの観念との関係性を否定し、「意志」を伴わない「法的強制」であるという理由で出生主義を否定したのであった。
- 出生地主義への反対派は、純然血統主義の維持を主張する論拠として、「エスノ文化的」なネーション理解に代わる有効な概念資源を見つけることができなかった。「外国人の統合」が保守派も共有する政策目標となっている中、自らの範囲を「ドイツ民族」だけに限定してしまう「差異化主義」的な「エスノ文化的」な概念を復興することは、もはや不可能であった。1999年の「国籍法改革法案」の成立過程において、法案反対派が重国籍の可否をシンボリックな争点としてとりあげながら、「出生地主義か血統主義か」という対立（法案推進派はそれを強調したが）を争点化することがなかったことの一因は、そこにあるものと思われる。

## 2. ドイツの政治的公共圏と国籍法改正問題

### 政党政治と政治的公共圏

本論文が主たる考察の対象とするのは、国籍法の改正過程を議会に参加している主要政党とその政党所属の議員たちの論争の過程である。

政党政治といえ多くの場合、政党間の権謀術数的な権力争いか、有権者の利害誘導というような「現実政治的」な側面でしか理解されない。もちろんマックス・ヴェーバーの言うように「政党 (Partei)」が国家権力の分け前をめぐる争うものである限り、政党政治にこのような権力闘争・利害対立の側面は必ずついてまわる。だが政党政治をそれだけに還元することもできない。政党はそれぞれ独自の世界観ないし世界理解の方法を通じて自らの政策・方針を根拠付け、正当化し、公衆の支持に訴える。それにより政党は、一定の支持層の世界観に表現を与えると共に、彼らの思考や意見を水路付け、誘導する<sup>5)</sup>。よって政党政治は、国家権力のパイをめぐる争う権力闘争であるとともに、それぞれの世界観の公共的な「正当性」をめぐる争う、グラムシ的な意味での「ヘゲモニー闘争」の場をつくっている。これを本論文では「政治的公共圏」と名づけた<sup>6)</sup>。本論文がドイツの主要政党の議員たちの論争過程の検討を通じて明らかにしたいのは、その政治的公共圏におけるドイツのネーション理解をめぐる「ヘゲモニー闘争」の顛末である。

### 「大連立国家」としてドイツ

ドイツ連邦共和国では「左」から「右」まで異なった政治文化と世界観を持つ政党が複数対立し、しばしば連合を組んで政権を担当してきた。それは英米の二大政党制がつくりだす政治的公共圏とは異なったダイナミズムによって営まれている。しかもドイツでは、連邦レベル (国政) と州レベル (地方政治) との双方において、ほぼ毎年のように選挙が行われている。

その状況はまた、ドイツ特有の議会制度に条件づけられてもいる。ドイツは連邦議会と連邦参議院の二院制をとっている。連邦議会の小選挙区と比例代表の併用制をとっており、有権者は「第1票」を選挙区候補者個人に、「第2票」を比例代表制で政党に、それぞれ投票する。議席の半数を選挙区での当選者が占め、残り半数は比例代表での候補者リストに載った人々が占める。しかし、この「第2票」がとりわけ重要である。というのは、この結果が連邦議会全体の議席の配分を決定するからである (この配分の仕方は複雑で、ここで詳述することはできない)。その結果、CDUとCSU (CSUはバイエルン州の政党で、CDUの「姉妹政党」と呼ばれ、これまで常に同一の会派を組んできた) とSPDという二つの大政党の他に、FDPや緑の党が5パーセントから10パーセントの間の割合ながら議席を占める。最近では「左翼党 (Die Linke)」が旧東側地域を中心に勢力をのびしている。そのため二つの大党派は単独で政権をとれることがほとんどなく、ほとんどの場合どれかの政党と連立で政権を担当することになる。そのため、政党は与党になっても自分たちが掲げている政策や方針をそのまま実現することは難しく、必ず連立のパートナーとなる他の政党との摺り合わせや妥協を迫られるのである。

それに加え、連邦参議院というもう一つの議会の存在が重要である。この連邦参議院は各州の代表が集まって構成されたもので、「連邦制」をとるドイツ連邦共和国に特徴的な制度である。各州は決められた票数を持って、議会での議決にあたる。各州は当然、その州でどの政党が政権を担当しているのかによって政策や方針を変えてくる。そのため、州レベルの選挙は連邦レベルでも重要な意味を持ってくるのである。州の議会選挙はそれぞれに地域事情があり、連邦レベルでは野党である政党が州レベルでは政権についている場合も少なくない。連邦参議院での多数派が連邦レベルでの政権与党と食い違ふ、日本で言う「振れ」現象も、ドイツでは頻繁に起きている。そのため、連邦政府は連邦参議院での多数派を得るために、しばしば連邦レベルでは野党である政党との摺り合わせや妥協を迫られる場合が多い。

現在（2008年段階）連邦政府はCDU／CSUとSPDによる、いわゆる「大連立」によって構成されている。「大連立」が組まれたことは、これまで1965年から68年のキージンガー政権と現在のメルケル政権（2005年より）の二回だけだが、州や連邦参議院も含めた議会政治全体を見れば、様々なレベルで異なった連立が組まれており、総体としてみれば絶えず「大連立」状況にあるといえる。政治学者のマンフレッド・シュミットは、このようなドイツ連邦共和国を「大連立国家」と呼んでいる。「連邦参議院が立法において持つ強力な役割ゆえに、州レベルでの政治的布置状況は連邦共和国の政府の構造に強力なコンソシエーション的要因をもたらし、しばしば与党と主要野党との間の大連立を必要とするのである」（Schmidt 2002: 63）<sup>7)</sup>。

このように、ドイツの政党政治は対立する二つの側面をもっている。一方で各政党がそれぞれの支持者集団を基礎に、独自の政治文化や世界観を独自のスタイルで表明し、相互に競合しあいながら、他方では議会における意思決定の場面で（あるいはそれを想定して）絶えず協力・妥協を強いられるという状況である。ドイツの政治的公共圏は、複数の政党間の対立と交渉、敵対と協力、闘争と妥協をめぐる錯綜した関係性の場となっている<sup>8)</sup>。

従ってこのような政治闘争の場を、カール・シュミットの「敵」と「味方」の二項対立の図式によって解釈してしまうのは単純化のリスクを犯すことになる。確かに「敵／味方」図式は、政治的動員戦略としては有効性を持ち、実際本論文で扱う国籍法改正問題においてもそのような対立図式（「重国籍を認めるか否か」）が利用され、政治的公共圏が分極化するような事態も見られた。しかし対立する諸政党はまた、そこで多数派を得るために「敵」を「味方」に取り込み、「連立」を拡大して、何らかの妥協点を探らなければならないことも少なくない。大小複数の政党が関わるドイツの政党政治において、「敵／味方」という対立構図が明確になりにくい複雑な摺り合わせの側面がある。

1999年のドイツの国籍法改正は、そのよい事例であろう。出生地主義の導入と重国籍の全面的容認という「革新的」な立場をとるSPDと緑の党が、それらを共に拒否するCDU／CSUと対立するという分極化の構図は、連邦政府の政権与党となっているSPDと緑の党が、連邦参議院での多数派を得るためにFDPと「連立」しなければならないという状況が生まれたため、ある妥協点へと帰着した。結果的に、小規模なFDPの掲げる法律案が事実上ほぼそのまま採用される結果となったの

である。

ただここで一つ注意しておかなければならないのでは、公共圏をめぐる政治的公共圏が絶えず同じような規模で作動していたわけではないということである。まさにドイツの政治的公共圏が大規模に「動員された」と言えるのは、1999年1月から5月の間の数ヶ月間であった。その期間以外も継続的に国籍法改正は議論されてきたが、政党と議会、あるいは国籍問題を専門とする知識人が論争の中心的担い手であり、この問題を報道する新聞や雑誌の記事の量もそれほど多いわけではない。しかし1999年1月以降数ヶ月の間は国籍法改正が広範な国民世論を巻き込む政治的テーマとなり、毎日のように国籍法改正をめぐる交渉の過程が報道され、『シュピゲゲル』のような国民的な週刊誌でも1999年1月初めに国籍問題の特集を組んでいる。この国民世論の「動員」の過程について、本論文では詳しい社会学的な考察をおこなうことができなかったが、1999年1月以後、政治的公共圏が国籍法改正問題に関し急速に広範な住民たちを動員するに至ったということ（その理由は後に説明するが）には留意しておく必要がある。

ここでは、そのような政治的公共圏の動員の規模は度外視し、その政党レベルでの勢力関係を簡単に図示しておこう（図表2）。個々の点は後の分析のところで触れるが、経過の大きな見取り図を描き出すという点で、この図が役に立つであろう。

全体を見れば分かるとおり、左派系は出生地主義を導入し重国籍を原則的・全面的に認めて国籍法を抜本的に改革することを求めていたのに対し、保守系は国籍法の改革を主張しながらも、純粋血統原理を維持し重国籍にも反対という姿勢をとっていた。この左右対立の構図は極めてわかりやすい。そして1998年10月の政権交代による保守から左派への政権の移行が国籍法改正に向けての大きな動力因になったことは明らかである。しかし改正は、連邦政府のこの政権交代にそのまま対応するようなスムーズな展開を示さなかった。ヘッセン州という一つの州の州議会選挙の結果が連邦参議院の勢力布置を変更し、国家的意思決定に重大な影響を及ぼすことになった。こうして前述の「大連立」的状况がタイムリーに作用したため、両者の中間に位置する（しかも野党にまわっていた）FDPが仲介的役割を果たし、その存在感を示した。先に述べたとおり、結果的に可決された案は、FDPが主張していた出生地原理の導入と期限付き重国籍を規定したものだ。

## 本論文での時期区分

議会民主制をとる国家において、議会任期の転換点が政治的公共圏の重要な転機になること少なくない。議会任期の終わりには全国選挙が行われる。選挙では全国レベルで有権者の支持と世論の動員が行われる。それは国民が議会に対し権力の信任を行う一大政治儀式である。それにより政治的公共圏における権力布置状況が変わると共に、政治的公共圏で表明されている政治文化や世界観の配置図も変わるであろう。特に政権交代が起きたとき、その変化の度合いは、より大きなものであると考えられる。

そこで本論文では、議会任期で区切って国籍法改正問題の論争過程の様相を考察してみることにする。もちろん、議会任期の転換だけが政治的公共圏の変化を示す唯一の転機であるわけではない。



したがって、本論文での時期区分も多分に便宜的である。例えば、以下で二番目の時期に相当する「統一直後」は、議会任期の転換（ここではコール政権が政権を継続した）というよりもやはりドイツ統一が重大な転機となっている。その点で留保も必要だが、議会任期がもっともわかりやすい時期区分になると思う。

本論文での時期区分は次のようになる。第一の時期は1982年のコール政権誕生から第3期コール政権（1990年12月）の時代、第二は第4期コール政権の時代（1991年1月から1994年10月）、第三は第5期コール政権の時代（1994年11月から1998年9月）、そして第四はシュレーダー政権の時代（1998年10月より）である（図表1も、この区分に即している）。以下、この時期区分にそって議論する。

### 3. 外国人の「統合」へ —1980年代の「外国人問題」と国籍法—

1990年にドイツが「再統一」されるまで、連邦政府が国籍法の抜本的な改正を政策として掲げたことはなかった。しかし1980年代には、すでに20年間以上受け入れてきた外国人労働者（「ガストアルバイター」）の定住化、特に彼らの子供（「第二世代」）の誕生と成長が、「外国人問題」に対する世論の関心を高め、政治的・政策的なテーマともなっていた。この時期の連邦政府は、それまでとられていた外国人労働者の帰国促進をやめて、彼らのドイツ社会への「統合」へと重点を移した。しかし連邦政府が考える「統合」とは経済的・社会的な「統合」であり、彼らの「国民化」を念頭に置いた国籍改正問題は、「外国人問題」の主要なテーマとはならなかった。この時期の政策は、「外国人」を「外国人」として、その法的地位を安定化させ、社会経済的に「統合」することが目指されていた。そもそもこの時点で、現在では当たり前のように使われている「移民（EinwandererやZuwanderer）」は使われず、もっぱら「外国人（Ausländer）」という呼び方が使われた。「統合」とはあくまで「外国人の統合」だったのである。「ドイツは移民国ではない（Deutschland ist kein Einwanderungsland）」という有名な（悪名高い？）フレーズも、ドイツの公式の自己定義として広く用いられていた<sup>9)</sup>。

1990年には、1980年代の外国人政策の成果として外国人法が抜本的に改正された。これによって外国人の地位は法的に安定化され、また帰化の基準も緩和された。しかし政府と与党（CDU／CSUとFDP）は、国籍法には手をつけようとはしなかった。

しかしこの時期、野党SPDから国籍法の改正が提起されるようになっていた。まず、社会民主党が政権をとるノルトライン＝ヴェストファーレン、ザールラント、ブレーメン、ハンブルクなどの諸州が、共同で連邦参議院に国籍法改定案を提出した。1986年、1988年、1989年と三回にわたり提出された法案には、第三世代の外国人に対してドイツ国籍を自動的に付与する出生地主義の導入が規定されていた。これらの法案は三回とも否決され、連邦議会の審議へと回されることはなかったが、連邦議会の方でもSPDが「国籍問題の規定に関する法律」を提出し、連邦参議院での法案と同様、第三世代への出生地主義を提案した。しかしこれも、多数派の支持を得ることなく否決さ

れている。

だがここで注目しておくべきは、SPDが出した国籍法改正案をめぐる議会での議論において、国籍法をめぐる解釈対立の構図がすでに形を示していることである。

1988年の7月、連邦参議院に提出された国籍法改正法案の提案理由についてハンプルクの代表は、外国人の子供が「国民の権利・義務を共有し、政治的意思決定過程に参加する」ことの意義を強調している（BR PIPr 589: 161）。明確な「市民的」な国家理解・ネーション理解の図式である。それに対し、連立与党、特にCDUとCSUは出生地主義の導入に反対である。CDUとCSUの側では、依然として「ドイツは移民国ではない」という信念が根強く共有されており、出生地主義は「移民国の原則」であると見なされていた。しかしながら、保守派における出生地導入への反対論の論拠は、決して「ドイツはドイツ民族の国だから」などというような「エスノ文化的」なものではない。

法案に反対するバイエルンの代表（CSU）は出生地主義の導入に反対する理由として、次のように述べている。

たまたまここに住んでいる、ここで生まれたというだけではドイツ人にはなれない。われわれの社会に適合し、われわれの国家に共に奉仕するという意志（Wille）のある者がドイツ人になるべきなのです。[意志を無視して] 法律だけで市民の地位を処理してはいけません。「強制的ゲルマン化（Zwangsgermanisierung）」の非難を受けてはならないのです。（引用内の下線は引用者による。以下同様。）

ここに、「エスノ文化的」な自己理解に基づく正当化の議論は見られない。確かにここに如実にあらわれている自国の「同化力」に対する評価の低さは（「ここで生まれたというだけではドイツ人にはなれない」という言い方に表わされている）、フランスの「同化主義」とは対照的である。だがここで出生地主義に反対する理由として強調されるのは、「エスニック」な「血の繋がり」ではなく、当人の「意志」なのである。出生地に基づいて自動的に国籍を付与するのは「意志」に反した「法的強制」であり、「強制的ゲルマン化」だというのである。

だが、このような「意志」を根拠にした出生地主義への反対論は、「なぜ純然血統主義を維持すべきなのか」の根拠としては成立しない。バイエルン代表は、1913年以来の純然血統主義を維持する積極的理由を述べていない。「意志」は、「血統」という「客観的」（と思われる）基盤によって成立する共同体の維持とは適合しないのである。

「意志」による出生地主義への反対という観点は、連邦議会におけるCDUのヨハネス・ゲルスターの立場とも一致している。

[出生地主義による国籍の付与は]、それによって当人の心の底からドイツ国民になっていないのに法的強制によって（durch rechtlichen Zwang）そうさせられてしまうような場合、かえって逆効果になるでしょう。そのような規定は国家に対する拒否感を高めることにつながります。帰化は統合する意志

のある (integrationswillig) 人に限られるべきです。このような統合への意志をわれわれは振興していかなければなりません。しかしそれは国家の圧力による帰化という方向にむけてはいけません。(BT PIPr 11/144: 10717)

国籍は「国家へ奉仕する意志」「統合への意志」のある人間に限られるべきで、出生地主義はそのような意志があるかどうか不明な人間に法律によって国籍を「強制」するものであるという見解が述べられている。ここには帰属意志に依拠した「市民的」で「政治的」な、そして「国家中心的」な、ブルーベイカーの図式で見れば「フランス的」なものに近いネーション理解が見てとれる。このような観点は、「信条 (Bekentnis)」や「忠誠心 (Loyalität)」を強調するその後の保守派の議論へと受け継がれていくものである。

このように、出生地主義を入れるか入れないかの論争は、「市民的・国家中心的」な理解と「エスノ文化的」な理解との対立ではなく、「市民的・国家中心的」なネーション理解の解釈の違いをめぐる対立だったと言える<sup>10)</sup>。

#### 4. 「包括的改革」に向けての始動 —第4期コール政権—

##### ドイツ統一と国籍法改正問題

ドイツが「再統一」した翌年の1991年1月に成立した第4期コール政権成立は、国籍法改正問題の大きな転換点となった。この政権が「国籍法の包括的改革」を方針として掲げるようになったからである (Münch 2007: 129)。すでに1980年代後半から野党によって問題にされていたように、1913年以来の国籍法が外国人の定住化が進む連邦共和国の現状にそぐわなくなっていることは、すでにあきらだった。しかしこの転換の大きな理由の一つは、やはり1990年10月のドイツ統一の達成である。

戦後のドイツ連邦共和国において1913年の国籍法をそのまま維持し続けた理由のひとつは、「ドイツの再統一」という連邦共和国の基本法にも規定されていた国是にあった。国家は分裂していても再構築すべき「ドイツ」という単一の法的枠組みは存続していると考えられていた。そのため国籍法のレベルにおいて「単一のドイツ」を維持し、ドイツ民主共和国の国民もドイツ連邦共和国の国民も、共に同じ「ドイツ国民」であるという建前をとりつづけたのである (Gnielinski 1999: 32-34; Münch 2007: 90-108)。

これは現実の東西国家分裂の前には、単なる法的なフィクションに過ぎないものだった。しかもドイツ民主共和国の方はすでに1968年に独自の国籍法を導入し、ドイツ連邦共和国とは別個のドイツ民主共和国の「社会主義的国民」の存在を法的に明確化していた。1980年代後半には緑の党から、連邦共和国独自の国籍を作るべきという声も出た。だが、連邦政府はその声に耳を貸すことはなかった<sup>11)</sup>。

このようにドイツ連邦共和国が1913年の国籍法を維持したのは、その純然血統主義に固執した

からではなく、「単一のドイツ」という立場をとり続けたいという国家的な関心からであった。しかし、その前提が1990年10月のドイツ統一と共に消滅した。「再統一」という国家的課題に抵触する危険をおかすことなく、国籍法の改正が議論できるようになった。第4期コール政権が、国籍法改正を公式に政治課題としてとりあげたことの一因はここにある。

だが、これに加え、国籍法改正を促進したのが庇護申請者やアウズジードラー等国外からの移入者の数の急激な増大と、それによって各地で引き起こされた外国人排斥運動である<sup>12)</sup>。この時期に流入した庇護申請者やアウズジードラーは国籍法改正の直接的な対象者ではない。だが大量の国外からの流入者の増大は、「外国人問題」を喫緊なものにし、国籍法改正をめぐる「状況の定義」を大きく変化させた。すでに1970年代から定住化が進んでいた外国人労働者家族も、新たに流入してきた庇護申請者も、ともに「外国人」というカテゴリーで理解された。外国人排斥運動も、庇護申請者だけではなく、西側のトルコ人や旧民主共和国のベトナム人労働者が対象となっていた(O'Brien 1996: 107-107; Meier-Braun 2002: 71-72)。

この「外国人問題」に対する連邦政府の取り組みは、まずは移入者それ自体の制限であった。政府はSPDとの協力で基本法第16条に定められていた庇護権の修正を行い、庇護請求者の数を低下させた。また、アウズジードラーの数の制限も行った<sup>13)</sup>。国籍法改正は、このような移入者制限政策とセットで議論された。1992年の与党とSPDとの間の「庇護妥協」において、国籍法の改正の必要性も確認されている。庇護者受け入れの基準を決めた法律(1993年4月3日に連邦議会を通過している)「庇護手続き・外国人法・国籍法の規定の変更に関する法律」(BT Drs 12/4984)では、外国人法の改正で帰化請求権が導入された。つまり、一定の条件を満たしていれば、役人による「裁量」を経ずに、請求に応じて帰化ができる権利を外国人が獲得したのである。それに要する手続きも簡素化された(Kürşat-Ahlers 2001: 124)<sup>14)</sup>。

帰化の条件はすでに、ドイツ統一前に成立した1990年の外国人法改正によってかなり緩和されていた。それにより、16歳から23歳までドイツに居住して6年間ドイツの学校に通った者、あるいはドイツに15年間合法的に滞在した者で、犯罪歴がなく、かつ旧来の国籍を放棄する者には帰化を申請することが可能になった。そして1993年には彼らに帰化する権利が発生したのである。旧国籍の放棄が困難な場合は重国籍も例外的に認められた。また帰化にかかる金銭的成本も大幅に下げられていた。

国内での外国人憎悪の高まりは、連峰政府の国籍法をめぐる状況の定義も変化させた。1993年6月16日コール首相は、メルンでの極右による外国人襲撃事件について行った「極右と暴力との闘いと外国人のよりよい統合の方策」と題された長い演説の中で「このような暴力の原因に関し、誠実かつオープンに検討することは、われわれの課題であり義務です」と述べた後、国籍法改正にも言及している。

皆さん、われわれの国籍法は現在80年の古さをもっています。現在効力のある法律を見直すことが今必要であるという共通の認識が、われわれにあるだろうと私は思います。……われわれはこの話し合

いを、事実 に即した討議により、イデオロギー的先見なしに行っていくことを希望します。(BT PIPr 12/162: 13859)。

このように野党やメディアのみならず連邦政府のレベルにおいても、連邦共和国の国籍法の改正が必要であることに関して大枠の合意ができあがってきた。問題は、どのように改正すべきなのか、その方法である。

### 「市民的・国家中心的」ネーション観 —連邦議会での論争—

こうした状況の中、野党から出生地主義の導入と重国籍の容認を伴った国籍法改正の動きが活発化した。同様の声は与党の中からも上がるようになっていた。例えばCDUのリータ・ジュスマート、FDPの党首ヘルマン・オットー・ゾルムス、FDPの連邦議会議員で連邦政府の外国人問題委任官をつとめるコルネリア・シュマルツ＝ヤコブゼンなどである (TAZ 1992-12-31)。1992年のクリスマス・イブの演説で、ヴァイツゼッカー連邦大統領もまた、重国籍の容認を示唆した発言を行って注目された。また議会の外では1993年2月に左派系の知識人を中心に、重国籍容認を推進する署名運動が行われ、7ヶ月で約88万の署名を集めた (TAZ 1993-2-9; 1993-9-24)。連邦参議院では1992年3月13日にブランデンブルク、ブレーメンなど9つの州によって、出生地主義の導入と重国籍容認を求める国籍法改正のための決議案が提出された (BR PIPr: 640)。そして1993年4月29日には、連邦議会にSPDから、出生地主義の導入と重国籍容認を盛り込んだ「帰化容易化・重国籍容認法案」が提出されたのである (BT PIPr 12/155: 13196-13241; 法案はBT Drs 12/4533)。その直後の6月18日には、連邦参議院でもやはりニーダーザクセン州から出生地主義と重国籍を含んだ「国籍法の変更と補完法案」が出された (BR PIPr 658; 16275-; 法案はBR Drs 402-93)。

改正推進派は、第三世代への出生地主義導入と重国籍の容認、帰化条件の緩和により、外国人の子供に国籍を付与することが、彼らの統合を促進することになると考えていた。その場合彼らの言う「統合」とは、連邦共和国の法体制の下、対等な権利の下での民主主義への参加と平和的な共生関係を意味する。例えばSPDのヘルタ・ドイブラー＝グメリンは、1993年4月29日の連邦議会で、「帰化容易化・重国籍容認法案」の提出理由について次のように述べている。

彼ら [=外国人] の統合、そしてドイツにおける彼らとわれわれとの友好で善隣的な共存関係を促進するために帰化を容易にし、重国籍を容認しようということが、われわれ独自の関心です。また第二には次のようなことがあります。われわれは、義務を持つものは国民としての権利ももたなければならないという、実際に機能している民主主義ならばどこでも当てはまる古い基本原則を全く自明なもの見なししています。しかしわれわれの国に住む外国人住民にとってこの基本原則は、こんにちまで極めて限定的にしか効力を持っていませんでした。このようなことを変えなければならない。そうわれわれは言いたいのです。(BT PIPr 12/155: 13197)

このような民主的法治国家ドイツへの統合を主張する「市民的」的な国家理念は、血統に基づく「民族的」な統合と相反する考え方だった。緑の党のコンラート・ヴァイスはその点を強調し、出生地主義を導入した法案の意義に賛同を示している。

民主的法治国家では、国籍法は人権に結び付けていく必要があります。それを「血統団体 (Blutgenossenschaft)」や「運命共同体 (Schicksalgemeinschaft)」にそれを結び付けてはなりません。……定住・出生の地で国籍を得、外国の出自をもつ人々が政治的決定プロセスに参加すること。これは民主主義の基本です。(Ibid.:13203)

また、CDU/CSUと連立を組む政権与党のFDPも、ここではSPDの法案に賛意を示した。シュマルツ＝ヤコブゼンは、「世界の現実は、血統法のみ原則から別れを告げることを必要としています。われわれの考えでは、出生地主義は特定の前提の置いた上で〔親の法的地位や滞在年数などの条件を置いて、という意味ー引用者注〕必須です」と述べ、さらには「わたしの党派の考えの重要な要点の一つは、皆さんも知るように重国籍の容認です」と言明している。彼女は、出生時に国籍を付与することが、外国人の子供のドイツへの帰属意識を高めることに役立ち、重国籍が帰属意識の分裂をもたらすというCDUやCSUの議員から出される考えも「根拠を欠く」ものであるとした(BT PIPr 13/155: 13202)。

このような出生地主義の導入と重国籍容認を柱とする国籍法改正案に、CDUとCSUの議員たちは真っ向から対決した。しかしながら、彼らの主張の根拠は、推進派が否定するような「血統」によって結び付けられた「ドイツ民族」の共同体理念に依拠したものであったのだろうか。議会における彼らの主張を見る限り、決してそうではなかった。

CDUの立場を代弁したのがエアヴィン・マルシェヴスキである。彼が主として批判の対象にしているのは重国籍の全面的容認である。彼によれば、それは「国籍の本質」に反する。連邦憲法裁判所の判決を引き合いに出し、彼は国籍に関して次のような見解を述べている。

連邦憲法裁判所が強調したように、国籍は「メンバーシップの結合と国家共同体への法的帰属の根本的關係性の表現」なのです。連邦憲法裁判所によれば、それゆえ国籍により「義務と権利を発生させる包括的法関係」が生じるのです。しかしこのような国民の権利と義務 (Diese Staatsbürgerrechte und -pflichten) は、勝手気ままに交換可能な外形にすぎないもので、決してありません。それはわれわれの国家、われわれの民主主義の内的な核をなすものなのです。(BT PIPr 12/155: 13199)

マルシェヴスキは、国籍とは、権利と義務からなる「包括的」な法共同体であり、それが「民主主義の内的な核」でもあるという見方を示している。外国人の帰化は、そのような法共同体の一員であるということの意味している。重国籍はそのような共同体の統合を阻害し、国内に「民族マイノリティ」を作り出すなどして「法的不安定性」をもたらすものとされる。

ここに表現されているのは、明確に「国家中心的」なネーション理解である。そこでは、国家成員に強力な国家への帰属意志が要求されている。

CSUのヴォルフガング・ツァイトルマンは、出生地主義の導入に対しても正面から攻撃を加えている。しかしここでも、彼の反出生地主義の議論に「エスノ文化的」な表現は現われない。彼の議論では、すでに1988年連邦参議院でのバイエルン州の代表と同じく、当事者の「意志」に基づかない「強制」的性質が非難されているのである。

受け入れがたいのは外国人の第三世代に属する人間が、生れにより自動的にドイツ国籍を取得してしまうということです。そのような解決法は、両親の意志によって間接的にのみ取り除かれているだけです。両親の拒否権はありますが、この国籍取得の方法は他人による決定行為です。国籍を取得する者の意志による行為では、おそらくありません。われわれの国籍法には馴染みのない出生地主義の部分的導入は、[国籍法の] 根本的転換を意味するものになるでしょう。(BT PIPr 12/155: 13209)

このようにしてドイツ国籍を得た外国人の子供は、血統主義によって親の国籍も持っている。彼らは「合目的的計算からいってふつうはドイツ国籍を放棄しようとはしないでしょう。彼らにとってドイツ国籍は、二次的な意味しか持ちません。最終的に彼らが故国に帰った後も、彼らは何らかの形で書類上、ドイツ人のままでい続けるでしょう」(Ibid.)。このような「書類上のドイツ人」を生み出さないためにも「無制限な血統主義」を維持すべきだとツァイトルマンは主張する。

しかしここでは、なぜ血統主義で出生時に国籍を得たものは強い帰属意志を持つことができるのかという点が説明されていない。そこにはたしかに「エスノ文化的」な発想、すなわち「血統を通じて得た国籍への帰属意識は確実である」という暗黙の前提があるように見える。しかしツァイトルマンはあえてそのような「エスノ文化的」な論理で説明してはいない。

重国籍の全面的容認に対しても、ツァイトルマンは「忠誠心」という側面から批判する。重国籍は、推進者が主張するように「近代的」なものではない。重国籍の容認は「国家にとって、帰化請求者がドイツ連邦共和国に対する無制限の忠誠の覚悟を放棄することを意味するのです」。結果として重国籍は、統合を促進しない。国籍を、個人の利得の手段として利用するメンタリティを生み出してしまうだけである、とツァイトルマンは主張する。

## 外国人の「統合」と国籍 —保守派のジレンマ—

しかしながら、保守系の与党議員も、国籍法の改正それ自体に関して否定的であるわけではない。何よりもコール政権は、「国籍法の包括的改革」を掲げていたのである。マルシェヴスキは、CDU/CSUが「国籍の改革の意志」をもっており、内務大臣に法案の準備を依頼していると述べている。それを受けて内務大臣でCDUのドルフ・ザイタースも、国籍法の改正にむけたワーキング・チームを発足させると述べている。

だがCDU/CSUの側では、「統合」と「国籍」との時系列についての理解が左派リベル系の政党

とは対照的であった。後者が、国籍付与を統合を促進する手段ととらえたのに対し、前者は国籍を「統合の終着点」としてとらえていた。よってCDU/CSU側での国籍法改正とは、あくまでも統合の進んだ外国人の帰化を容易にする（その際重国籍は原則として認めない）というものだった。前出の演説の中でコール首相が「われわれは国籍法を、すでにある帰化の可能性をこれまでよりもはるかによく利用できるように変更しなければなりません」（BT PIPr 12/162: 13860）と述べているのは、そのようなCDU/CSU側の考えをよく表わしている。コールはここで、すでに「ドイツを故郷と感じ」、「国民としての義務を引き受けようという覚悟のある」トルコ人の若者が存在していることに言及している。そのような若者がドイツに帰化しやすいよう、帰化条件を緩和し、帰化手続きを簡易化すること。これが保守派が考える「国籍法の改正」なのである。

しかしそこで、出生地主義の導入や重国籍の原則容認は外国人の統合を阻害する方向で働くのではないか。実際には、旧国籍を放棄することができず帰化をあきらめざるを得ないトルコ人も存在していた。コール政権も重国籍の例外的な許容を認め、1990年に改正された外国人法にもそれが明記されていた。では、出生地主義の導入や重国籍の原則容認なしに、「外国人の統合」はいかにして可能なのか。これが今後、CDUとCSUの政治家たちに課せられた困難な課題となるのである。

## 5. 対立の多極化 —第5期コール政権—

1990年代において、「外国人」ないし「移民」を「統合」していく体制を整えることが必要であり、そのためには何らかの国籍法改正が必要であることに関しては、連邦議会での全政党の間で意見が一致するようになっていた。問題は、その「改革」の方法であった。出生地主義を導入し、重国籍を容認すべしと考えるSPD、緑の党、そして新たに加わったPDS（旧民主共和国の社会主義政党が発展したもの）、それに反対し帰化の簡易化によって対処しようとするCDUとCSU。その間で連立与党のFDPは、すでに1990年代初頭の段階から、この問題に関しては野党の側と近い立場をとっていた。そして1994年11月に発足した第5期コール政権の時期になると、CDU/CSUとFDPとの対立は一層明らかとなり、さらにはCDUとCSUの間で、またさらにはCDUの内部で、意見の対立が表面化してくる。1998年9月まで続く第5期コール政権の時期は、国籍法改正をめぐる論争の構図は多極化していくのである。

### 「児童国家帰属」をめぐる —連立与党内の対立—

この多極化の契機となるのが、1994年11月の連立合意の中で提起された「児童国家帰属（Kinderstaatszugehörigkeit）」なる概念だった。連立合意は国籍法改正問題に関し、そもそも大きな意見の開きのあったCDU/CSUとFDPの間の妥協として、一方で前政権と同様「国籍法の包括的改革」を約束しつつ、他方でこの「児童国家帰属」概念を取り入れた。

「児童国家帰属」とは、両親の一方がドイツで生れ、両親が子供の出生前10年間ドイツに合法的に滞在し、12歳までに両親が届け出たものに与えられる地位である。保持者には身分証明証が与

えられる。そして18歳に達してから一年以内に元の国籍を放棄したことを示せば、自動的にドイツ国籍に転化するというものである。「児童国家帰属」は、出生地主義を採らずに外国人の第二世代の子供の「統合」を促進するためにあえて考案された、一種の苦肉の産物であったといえる。「児童国家帰属 (Kinderstaatszugehörigkeit)」は、その文字面から「国籍 (Staatsangehörigkeit)」との違いが明らかで、これが決して国籍ではないことを示していた。仮に「児童国家帰属」が国籍の一種であったなら、連立政権が出生地主義の導入を認めることを意味してしまうからである。『フランクフルター・アルグマイネ』紙が評するように、「児童国家帰属」は「世界に類例を見ない」概念だった (FAZ 1994-11-25)。

しかし、この微妙に曖昧な概念をめぐる、連立与党内部からの批判が相次いだ。CDUの常任幹部会のメンバーであるヨハネス・ゲルスターは1994年の12月に、外国人の子供に出生時に国籍を付与し、18歳で国籍を選択する期限付き重国籍を認めるという代案を明らかにした (SZ 1994-12-19)。これは政権の連立合意での「児童国家帰属」案から離反するものである。それに引き続き法務大臣をつとめるFDPのザビーネ・ロイトホイザー＝シュナーレンベルガーがこのゲルスターの提案を支持し、重国籍の全面的容認は認められないが、出生地主義の導入と期限付きの重国籍は認めるべきであると述べた (SZ 1994-12-29)。1995年8月にはFDPの党首ヴォルフガング・ゲアハルトが国籍法改正について発言し、SPDがそれを歓迎する姿勢した。SPDのオットー・シリーは、党派を超えた「建設的協力関係」を提案した (FAZ 1994-2-10)。連立政権の枠組みを壊し、FDPやCDUの一部を取り込んで国籍法改正を進めようとする戦略である。SPDの方は、すでに同年2月8日に、第三世代出生地主義と重国籍の全面的容認を含んだ「帰化簡易化」のための決議案を連邦議会に提出していた (BT PIPr 13/18: 1217; 決議案はBT Drs 13/259)。FDPの方は結局1995年9月に、「児童国家帰属」は「不十分で実行不能」であるとしてこの案から公式に離脱を表明した。FDPのヒルシュは、第三世代の子供に出生時に国籍を付与し、成人に達したときに国籍をどれか一つ選択するというモデルを提起した (FAZ 1995-9-16)。

CDU内部でも、連邦議会の若手議員たちが党首脳の政策を批判し、外国人に対する国籍法の「包括的開放」を主張し始めていた。アルトマイヤー、フォン・クレーデン、レットゲンらによるこのCDU内の改革派は、その後しばしば「若い野蛮人たち (Junge Wilde)」という名で呼ばれるようになる。そのような動きに対しCDUの首脳は、CDU/CSU会派の議員からなるワーキング・グループを立ち上げ、そこで国籍法問題が議論されるようになった (FAZ 1995-9-9)。しかし議論はなかなか合意に至らなかった (FAZ 1995-11-12)。CDU内の改革派 («若い野蛮人たち») は、第二世代への出生地主義の導入 (親が継続的・合法的に滞在しているという条件付で) と重国籍の期限付き容認を打ち出していた (FAZ 1996-4-16; SZ 1996-4-16)。FDPのシュマルツ＝ヤコブゼンはこの改革派案に賛意を示したが、CSUのグロスはそれを拒否し、「CSUは [外国人に対する] 出生によるドイツ国籍の自動的付与を拒否する」という立場を明確にした (FAZ 1996-4-17)。

1996年6月改革派は、29人のCDU所属の連邦議会議員を含む150人のCDU政治家の名前を集めて「国籍法改革への呼びかけ」を提出した。そこでは、彼らの考え方である出生地主義導入と期限付

き重国籍（成人時に国籍を一つ選択）の考え方が表明されていた。「呼びかけ」に加わっていた政治家の中には、ラインラント＝ファルツ州CDU党首のゲルスターや、連邦議会議員団長代理のハイナー・ガイスラーといった有力者も含まれていた（FAZ 1996-6-20; SZ 1996-6-20）。内務大臣のマンフレート・カンターは改革派の案を否定したが、そのようなCDU首脳の姿勢に対しCDU内から非難の声が上がった。ザールラントのCDU党首ミュラーはカンターを批判し、「ドイツは移民国ではない」という〔カンターの〕発言は、現実からかけ離れた虚構である」とまで述べていた（FAZ 1996-7-11）。

このように、今や出地主義をめぐる対立は、保守政党のCDU/CDU内部へと移された。出地主義導入と期限付き重国籍を認める改革派とそれに反対するCDU主流派とCSU、そして改革派を支持する連立パートナーのFDPという構図である。特に出地主義に協力に反対したのはCSUである。CSUの連邦議会議員団長のミヒャエル・グロスは、出地主義は「強制的ゲルマン化」であり「国内に民族マイノリティを作り出す」という従来からの議論を、CDU内の改革派やFDPに向けて行っていたのである（SZ 1997-4-24）。

CDU主流派とCSUの間でも、「国籍法の改革」をめぐる姿勢は微妙にずれていた。CDU主流派は連立合意の「児童国家帰属」の概念を支持しつつながらも、それを「包括的国籍法改革」へとつながるものととらえたが、CSUは「包括的国籍法改革」と「児童国家帰属」とを分けてとらえ、「児童国家帰属」は正式の国籍とは別物であるという姿勢を示した（FAZ 1994-11-25）。

### 対立する「統合」観 ―連邦議会内の論争―

第5期コール政権の時期は、野党のSPDや緑の党が、出地主義の導入と重国籍全面的容認を盛り込んだ国籍法改正案や国籍法改正のための決議案を数多く議会に提出している。そこには、国籍法に関する対立が表面化してきた政権与党内部の亀裂を深めようという「政局的」な思惑もあったであろう。SPDや緑の党の政治家たちは頻繁にFDPやCDU改革派との連携を訴えている。

しかしながら、連邦議会のレベルでは政権与党内の亀裂が表面化することはなく、改革案を提起する野党とそれに反対するCDU主流派／CSUとの論争が基調を成している。その論争を枠づけているネーション理解の構図（二つの異なった「市民的・国家中心的」なネーション観の対立）も、前政権期とそれほど大きな変化はない。しかしこの時期に特徴的なのは、CDUとCSU（特にCDU）の政治家たちが、より積極的に「統合」を目標として打ち出すようになったことだろう。その結果、野党とCDU/CSUとの間で「統合」のありかたが論争の対象になった。そこに見られるのは、国籍を付与することによって平等で民主的な平和共生が可能になること自体を「統合」と捉える「弱い統合」観をとる野党に対し、国家や社会への明確な忠誠心や帰属意志を重視する「強い統合」観の相違である。

例えば、SPDのフリッツ・ルドルフ・ケルパーは1996年2月8日の連邦議会で次のように述べている。

皆さん、ここで統合という観点には高度に重要な意味が付けられます。統合の政治は、一方で移民たちに（Zuwanderern）同等の機会と権利を保障することを意味し、他方では、彼らの言語能力や文化的開放性によって、善隣的な共生関係（gutnachbarhaftliches Zusammenleben）を自分たちで達成することへの覚悟を奨励することを意味します。（BT PIPr 13/86: 7556）

同日の連邦議会で、やはりSPDのコルネリー・ゾンターク＝ヴォルガストがさらに踏み込んで、多文化共存型の統合のあり方について述べている。

統合とは、ドイツ人と移民、立法者と全社会の全てが協力しなければならない過程なのです。それゆえ統合とは、旧来の文化的アイデンティティの全面的放棄に結びつくような道の終着点にある目印のようなものではありません。（Ibid.: 7568）

国籍の取得を容易にし、「移民」に国民としての権利と機会の平等を保障することによって「善隣的な共生」が可能となる。それは旧来の文化的アイデンティティを放棄させるほど強力なものではない。それがSPDの政治家たちがとらえる「統合」である。それに対しCDUの側は、国籍の取得だけでは決して「統合」は達成されないとする。「統合」は、より複雑で時間を要する社会的な過程なのである。国籍はそのような「統合」過程の結果として付与されるべきものである。例えばCDUのマルシェヴスキは、次のように答弁する。

われわれの政策の目的は、ここドイツに住んでいる外国人（Ausländer）の統合をよりよく行うことです。しかしわれわれにとって、統合とは帰化の条件であって、その逆ではありません。統合とは、外国人がわれわれの社会の基本前提と生活様式を受け入れ、習得しなければならないということです。そうすれば彼らは、この社会の一部として受け入れられる権利を期待することができます。（Ibid.: 7556）

「外国人の統合」に取り組み、「統合」がある程度達成された者のために帰化を簡易化する。これがこれまでCDUが掲げてきた「統合」政策である。じっさいコール政権は、1993年に帰化請求権を認めた。マルシェヴスキはそれに言及し、1992年から1994年にかけて帰化者の数が70パーセントも増加していることを、「統合政策の成果」とであると肯定的に評価している。

CDUは国籍を取得する者に、明白な「信条」や「意志」を求めている。そのため、「信条」の宛先が二つ以上の国家に分裂してしまうような重国籍は容認することができない。マルシェヴスキは次のように主張している。

皆さん、帰化を望むものに対し、われわれは「もし」だとか「しかし」などの条件や留保なくわれわれの国家に対して信条を捧げること（sich zu unserem Staat bekennen）を期待するべきだし、しなければなりません。どのような民（Volk）ももちろんドイツの民も、一つの共同体を形成しています。そ

こから人は好き勝手に入ったり、出たりすることはできないのです。これは、フェルキッシュで民族的な考え方（völkisch-nationalem Denken）とはおそらく関係ありませんし、ドイツ的な国民国家観なるもの——最近その言葉を新聞で読みましたが——とも関係はありません。われわれはビスマルクの時代にはいないのです。

むしろ逆です。民主的な憲法を持った社会にとって、国家とネーションに対する市民の明白な信条（Bekentnis）が、継続的で平和的な共生にとっての条件になるのです。（Ibid.: 7558）

ここにCDUが表明する「市民的」で「国家中心的」なネーション観が明確に表現されている。それをマルシュヴスキは、「フェルキッシュな民族観」や「ドイツ的国民国家観」などのような「ドイツ特殊的」な（と広く考えられている）観念とは関係がないと明言している。「エスノ文化的」なネーション概念は、血統主義の国籍法を根拠づける概念として利用されているのではなく、保守系の政治家によってもむしろ否定的なシンボルとして語られている。

また1996年以後、CDU議員の口から出生地主義導入に反対し純然血統主義を維持すべきであるという議論それ自体があまり聞かれなくなっていった。すでに党内に出生地主義導入を推進しようという改革派勢力がその発言力を高めてきたことが関係していると推測することができる。党内の合意調達のためにも、出生地主義導入の問題に明白な反対論を唱えるのは控えられたのではないだろうか。CDU主流派の連邦議会での議論は、重国籍問題に集中している<sup>15)</sup>。

しかしCSUの場合事情は異なった。彼らは前述のように、CDU改革派を批判し、出生地主義の導入に明確に反対していた。連邦議会においてCSUの議員たちは、CDU改革派への批判をあえて明言することはなかったが、出生地主義反対という立場をことさら隠そうともしなかった。ヴォルフガング・ツァイトルマンは、出生地主義は「近代的」であるというSPDや緑の党、さらにはFDPの議員の主張に対し、1997年6月5日の連邦議会で次のように発言している。

この社会の一部の人たちに、当人が望もうが望むまいが出生によって国籍を与えようという人たちがいます。統合されていようがまいが、ここに滞在し続けていようがまいが、本人がそう望んでいようがまいが、両親がそれを確認していようがまいが、そんなことはまったく構いやしない、奴に出生により国籍を与えてやれというのは、考え方として近代的なものではありません。このような規則がどう近代的なのか、あなた方には私にその説明をもう一度していただかなければなりません。（BT PIPr 13/178: 16054）

ここでもやはり、その出生地主義への反対論は決して「エスノ文化的」なドイツのネーション理解に根ざしたものではなかったことである。ツァイトルマンはここで、再び当事者の「意志」を問題にし、しかも出生地主義の「近代性」にすら疑問を呈している<sup>16)</sup>。

## 「ドイツは移民国」か？

前述の通り、CDUとCSUの間には国籍法改正に向けての立場に微妙な相違があった。首相のコールが所属するCDUは、政権が掲げた「国籍法の包括的改革」に向けて党内の意見をまとめる努力がつけられた。しかし党内には出生地主義の導入と期限付き重国籍容認を推進する改革派がおり、彼らを支持する党内の有力者も少なくはなかった。他方カンター内務大臣をはじめとする党内主流派は、そのような改革には反対であった。

長い論争の末にカンターが提出した妥協案は、ドイツで生まれた外国人の子供に「帰化保証(Einbürgerungszusicherung)」を与えるというものだった。この「帰化保証」という概念は、1994年の連立合意で決められ、その後批判を招いた「児童国家帰属」の考えを発展させたものだった。それは外国人の子供が、18歳までに両親の国籍を放棄していれば、自動的にドイツ国籍を取得できるというものである。「帰化保証」を持った子供は、公務員になるための準備もできる(SZ 1997-11-11)。1997年11月に開かれたCDUの連邦議会議員団の会議において、このカンターの妥協案が多数派を獲得し、CDUは党としてこの案を採用することになる。

CDUは改革派が主張する出生地主義や限定的重国籍を導入することはなかったが、2年以上もの党内論争を経ることにより、CDUの政治家たちは「統合」の問題をより現実的に把握するようになった。「国籍は統合の終結点」というスタンスは維持しつつも、「帰化保証」という経路を通じて外国人を「国民化」していく方向性がより明確になった。それとともに、「ドイツは移民国ではない」という標語も、次第に使用されなくなっていった。その結果、姉妹政党CSUのスタンスとの間に開きが出てきた。

1998年5月からはじめられた連邦議会選挙に向けての共同の選挙プログラムの作成をめぐり、両党の間の立場の対立が表面化した。CSUが「ドイツは移民国ではない」という文句を選挙プログラムに入れることを主張したのに対し、CDUはそれに反対したのである。「統合」を目指して国籍法の「包括的改革」を積極的に推し進めたいCDUにとって、「ドイツは移民国ではない」という1980年代のキャッチフレーズは、もはや時代にそぐわないものであった。CDUの連邦議会議員団長のハイナー・ガイスラーは「「ドイツは移民国ではない」は、しかるべき理由でCDU常任幹部会で否定されている」と述べた(SZ 1998-5-25)。CDU内にもカンターのように「ドイツは移民国ではない」という見解を持ち続けていた者もいたようだが、それはもはや党内で多数派を得られなかった(SZ 1998-6-15)。CDUにおいては、「外国人」をいかに「国民」へと統合していくのかという視点から問題が捉えられるようになっていた。CDUが1998年5月に党大会で採択していた「将来プログラム」には、かつて「ガストアルバイター」としてドイツにやってきて、何十年も連邦共和国で生活してきた外国人は、すでに「われわれの社会の一部」になっていると記されていた(SZ 1998-6-16; PROTOKOLL: 253)。

「ドイツは移民国ではない」の標語に固執するCSUに対し、FDPのヴェスターヴェレも、「民主主義の政党ではなく、褐色の考え方の持ち主たち(braune Geister)[ナチ的であるということ——引用者注]」であると非難し(SZ 1998-5-23)、極右政党を鼓舞してしまうだけであると述べた

(FAZ 1998-5-25)。CSUの立場は、政権与党の間でさえ、受け入れがたいものになっていたのである。

結局6月15日に出された共同の「選挙プラットフォーム」には、上で触れたCDUの「将来プログラム」にも使われていた、「ドイツは外国人に親切な国である (Deutschland ist ein ausländerfreundliches Land)」という文句が使われた (FAZ 1998-6-16)。「ドイツは移民国ではない」というCSUの主張した文句は採用されなかったのである。また、「プラットフォーム」にはこれまで保守系の政治家たちに使われてきた「外国人被雇用者 (ausländische Arbeitnehmer)」という語は記されず、「継続的にわれわれの下に合法的に生活してきた外国人市民 (ausländische Mitbürger)」という語が用いられていた。この文書には、「外国人問題」に関して「両党は論争せず」と書かれてはいたが、CDU/CSUにおける「外国人問題」に対するスタンスに変化が現われていたことが見てとれる。それは「ドイツは移民国である」という自国理解からの離脱である。政治学者のマティアス・ヘルは、この「プラットフォーム」においてCSUが自らの立場が貫徹できなかったことをもって、「1998年の政権交代に向けての外国人政策に関する始動」であるとまで述べている (Hell 2005: 93)。

さらに、その後に出されたCDU/CSUの「選挙プログラム」の中では、「われわれの下に合法的に生活している外国人のさらなる統合を促進したい」、そして「国籍法改革の枠組みの中で、統合の成功の帰結として、ドイツ国籍取得のさらなる簡易化を予定している」と述べている (FAZ 1998-9-17)。「プログラム」にはまた、重国籍を認めないことも明記されているが、「外国人に親切な国」の外国人統合政策の枠組みは、明確にされた。

しかし、CDUとCSUとの間の立場の相違が簡単に消滅したわけではない。CSUのエドムント・シュトイバーは、選挙直前の1998年9月21日に、CSUが独自に行った調査の結果を示し、もしSPDと緑の党が政権をとって国籍法の改革を行えば、2002年までに550万の非EU市民が有権者になり、彼らの9割が野党に投票するだろうと予測した。そうなれば「ドイツ・イスラム共和国になってしまう」と有権者の不安を煽るような意見を公表している (FAZ 1998-9-22)。先ほどの「選挙プラットフォーム」でCSUが自らの立場を貫徹できなかったことが、ヘルの言う通り1998年9月の外国人政策転換の「始動」であったとすれば、このシュトイバーの動きは、1999年1月に始まる反二重国籍署名運動の「始動」であったと言えるかも知れない。

## 6. 国籍法改正の実現とドイツのネーション –シュレーダー政権–

### シュレーダー政権と国籍法

1998年9月の連邦議会選挙の結果、ゲアハルト・シュレーダーを首相とするSPDと緑の党の連立政権が誕生した。今回の政権交代では与党が全て交代した。これまでの二度の政権交代では、必ず直前の連立与党の一方がそのまま与党の位置を占め続けていたのに対し、今回は連邦共和国史上初めてとなる全面的な政権交代であった。当然、政策面でも大きな変化が予測された。

連立政権は10月14日に発表した連立合意の中で、いち早く「近代的国籍法の作成」を約束した。

その案によれば、一方の親がドイツで生まれたか14歳までにドイツに来た外国人で、滞在許可を持っている場合、その子供は出生により自動的にドイツ国籍を取得することになっていた。しかもその子供のドイツ国籍取得にあたっては旧来の国籍を放棄する必要がないこととされていた(AdG: 43144-43145)。つまり、全面的重国籍の承認である。これまでの両党の主張を考えれば、当然予想される政策方針であった。

このような国籍法の抜本的な転換に対し、野党にまわっていた保守系の両政党からは批判が相次いだ。CDUの党首になったショイブレは、政権与党案が外国人嫌悪を助長するだけであるとし、CSUはこの案に関しヨーロッパ司法裁判所に提訴するという考えを表明した(SZ 1998-11-23; 1998-10-28)。また、これまで出生地主義の導入を主張してきたFDPは、外国人の子供に重国籍を認めつつ、成人になった時にどれか一つを選択するという案を提示し、政権与党案との違いを出した。このFDPの案は「選択」(＝オプション)を取り入れているという意味で「オプション・モデル」と呼ばれる。このような野党の反応のなか、内務大臣となったSPDのオットー・シリーは、重国籍はそれ自体が目的ではなく、外国人のよりよい統合が目的であると述べ、帰化する外国人(自動的国籍付与ではなく、申請による帰化)には憲法的法秩序の遵守とドイツ語学習の努力を求めるとした(SZ 1998-11-13)。

問題の争点は重国籍にあった。メディアではこれが「ダブルパスポート(Doppelpaß)」つまり「一人の人間が二つの異なったパスポートを持つ」というシンボリックな表現で語られた<sup>17)</sup>。アレンスバッハ研究所の世論調査の結果によれば、1996年以後国民世論の半数以上が「ダブルパスポート」すなわち重国籍に反対していた(図表3参照)。上のシリーの発言は、そのような世論状況にも配慮したものだったと推測される。逆に野党は、ここに目をつけた。CDUとCSUは「ダブルパスポート」を与党国籍法改正案への反対のシンボルとして利用して世論に訴え、その阻止に動いた。他方FDPは重国籍の期限付き容認という「オプション・モデル」によって、両者とは異なった立場を打ち出した。

二重国籍についての世論の動向(%) (図表3)

アレンスバッハ研究所

	1993	1994	1996	1999(1月)
賛成	36	33	34	23
反対	47	50	51	64
わからない	17	17	15	13
計	100	100	100	100

(出所: Noelle-Neumann/ Köcher 1997: 633; 2002: 584)

『シュピーゲル』(Umnid-Umfrage)

1999年1月5/6日

支持政党	全体	SPD	CDU/CSU	FDP	B'90/緑	PDS	極右
賛成	39	49	22	37	84	41	11
反対	53	44	71	54	14	58	82
どちらでもない	5	5	5	-	2	-	7
	100	100	100	100	100	100	100

(出所: SPIEGEL 2/1999: 23)

それに対し、出生地主義導入という問題は意外にも大きな争点にはならず、後景に退いている。与党の政治家たちが出生地主義導入の歴史的意義を強調したにもかかわらず、CDU/CSUのリーダー達の方がこの問題を主たる争点にしていけないのである。なぜなのであろうか。一つには、すでにFDPとCDU内改革派が出生地主義導入を認めている段階で、「出生地主義反対」という論点には有効な政治的動員力が見出せないだろうという政治的計算があったのかもしれない。

だがまた、出生地主義に反対して「血統主義の維持」を正当化する積極的な論拠が、そもそも見出せなかったところにも理由があるのではないか。1913年の血統主義導入のときに「エスノ文化的」なネーション概念がその正当化の根拠として用いられていたことは、すでに確認した。しかしこの「エスノ文化的」なネーション概念は、本論文ですでに確認したように、1980年代の時点においてすでに、重要な役割を果たしていなかった。しかも「外国人市民の統合」がCDU/CSUによっても掲げられるようになると、「エスノ文化的」ネーション概念がもつその「差異化主義的」な性質は、ますます現状に適合しないものになっていったのである。

#### ポピュリズムと政治的妥協 — 「国籍法改革法案」をめぐる政治過程—

1999年の年が明けたばかりの1月3日、CDUの党首ショイブレとCSUの党首シュトイバーが、別々のメディアを通じて、重国籍に反対する署名運動を始めると宣言した。国民世論の多数派が重国籍容認に反対しているという状況を利用して、議会における劣勢を挽回しようとしたポピュリスティックな政治手法である<sup>18)</sup>。その標語は「統合にはイエス、二重国籍にはノー」であった。彼らは、「最終目的は統合」としながらも、重国籍はその方法として誤っており、統合をむしろ阻害し、テロリストを生む危険性さえあると述べた。シュトイバーは、重国籍はドイツのテロリスト集団RAFよりも危険であるという挑発的な発言をし、帰化に際しては憲法への忠誠の宣誓を義務付ける必要があるとも主張した（SZ 1999-1-4）。

当然連立与党からはこの運動に対する厳しい非難の声が出された。緑の党のフォルカー・ベックは「極右的論調を刺激するもの」で、「CDUとCSUは中道を失うだろう」と述べ、SPDの防衛大臣ルドルフ・シャーピンクはこの署名運動を「ドイツ妄想狂」「愚鈍」と批判した。さらにこの運動には、ジュスムートやアイルマンなど、CDU内からも批判の声が上がった。

だがここでは、国籍法改正と同時にドイツのアイデンティティ自体が論争の争点になっていた。シリー内務大臣は『南ドイツ新聞』でのインタビューにおいて国籍法改正に言及し、「われわれの国家理解全体が変わる。法共同体への帰属は血統による結合ではなく、われわれの憲法と法秩序の受容による結合なのである」と述べている（SZ 1999-1-7）。それに対しCDUとCSUは、与党による国籍法改正がもたらすドイツのアイデンティティの変容に対し危機感を持ったのである。

1月13日にシリーは、与党の国籍法改革案を公表した。それは第三世代および14歳からドイツに滞在している第二世代の外国人に出生主義を導入し、重国籍を全面的に認めるものだった。帰化の要件も緩和したが、そこには社会保障を受けていないこと、書面で連邦共和国の憲法への忠誠を宣言すること、そしてドイツ語能力をもつことが条件とされていた。シリーはこの法案を、国籍法

を現実に適合させ、「内的平和に貢献する」ものであると説明し、「今こそ国民（Staatsvolk）と住民（Wohnbevölkerung）とを結合する時である」と述べた（SZ 1999-1-14; FAZ 1999-1-14; Gnielinski 1999: 62-65）。

他方、CDU/CSUの内部ではこの署名運動に賛否両論があった。両政党の議員は、署名運動のための共同声明文と連立与党案に対抗する国籍法改正案をめぐる論争が展開された。署名運動に反対する若手改革派が出した出生地主義と期限付き重国籍容認を含んだ案に、両党所属の連邦議会議員の約三分の一が賛成した（FAZ 1999-1-19）。しかし激しい論争の末、1月20日、CDUの議員団長代理ユルゲン・リュトガーズが出した案（血統主義、重国籍原則否認、そして「帰化保証」の導入を盛り込んだもので、「リュトガー・ペーパー」と呼ばれた）が採決された。こうしてCDU/CSUは一致して署名運動を開始することができた。

しかしこの署名運動は、CDU/CSUの重要な支持母体のひとつであるキリスト教会からも批判されていた。だが、これを推進していた政治家たちには、この運動が一般国民から広範な支持を得られるはずであるという確信があった。CSUの幹事長トマス・ゴッペルは次のように述べる。

署名運動は住民の間で広範に支持されています。われわれは住民たちがこの重要な問題に参加することを望んでいます。また、わたしは今問題になっている決定〔連立政権の法案のこと―引用者注〕が持つ影響の大きさを、教会を含め批判者はよく理解していないのだと思います。啓蒙活動が行われているのです。その影響の大きさについて、これまで明らかには語られてこなかったのです。（SZ 1999-1-25）。

この発言は、この署名運動がもつ意味を物語っている。確かにこれまで、政党間・政党内において国籍法改正をめぐる激しい議論が繰り返されてきた。しかしその議論には概して「国民不在」な面が否定できなかった。国民一般は、国籍法改正についてそれほど高い関心を示していたわけではなかったのである。議会では出生地主義導入と重国籍全面容認を推進する政党（その政党が政権をとる州）が多数派を占めているが、国民世論は半数以上が重国籍の全面的承認に反対しているという「振れ」が生じていたことの一因はそこにあった。その「振れ」を利用したのがCDU/CSUの署名運動だった。しかも運動は確実に効果を表した。国民の世論における重国籍への反対意見は増加した。アレンスバッハ研究所の世論調査の数字を見ると、1999年の1月はそれ以前（1996年）の調査と比べて明らかに重国籍反対の割合が上昇しているのである（図表3）<sup>19)</sup>。

しかしその運動の成果がより重大な帰結をもたらしたのが、2月7日のヘッセン州議会選挙だった。ここでSPDはCDUに敗北し、政権を失い、代わりにCDUとFDP連立政権が誕生した。ヘッセン州は伝統的にSPDが強い州だった。しかも世論調査では、前年の12月初めにはSPDと緑の党がCDUとFDPに対し13パーセントもリードをつけていた。それが1月初めには5.5パーセントに低下していたが、依然としてSPDと緑の党の勝利が予測されていたのである。このSPDの予想外の敗北の一因が、反国籍法反対の署名運動にあったことは明らかだった。世論調査によればヘッセン州では61パーセントが重国籍に反対し、しかもSPDの支持層にあたる労働者の間では82パーセントが

反対だったのである（FAZ 1999-2-9）。

この結果は、ヘッセン州の政権を変えただけではなかった。これが連邦レベルの国政に与えた影響も甚大であった。というのは、この州の政権交代により、連邦参議院での勢力布置状況が変化し、SPDと緑の党がもはや参議院での多数派を形成できなくなってしまったからである。それはシリーの国籍法改革法案が連邦参議院を通過しえないということを意味していた。

もし国籍法改正を実現するのであれば、法案を修正する必要がある。連立与党は妥協を迫られることになった。そこで急速に浮上してきたのが、FDPの「オプション・モデル」であった。この案を採用すれば、SPDとFDPが連立を組むラインラント＝ファルツ州の支持を得ることができ、連邦参議院の法案通過が可能となる。まさに「大連立国家」ドイツに特有な政治状況が現われたのである。

シリー内務大臣は、「ドイツに住む外国人のよりよい統合こそが目的」であるとして、FDPやラインラント＝ファルツ州政府との交渉を開始した（FAZ 1999-2-12）。連立与党内の意見調整も行う必要があった。「オプション・モデル」を採用すれば全面的重国籍容認は実現できない。それについては、特に緑の党の中で戸惑いが見られた（SZ 1999-2-11）。

約一月の交渉を得て3月11日、ようやく新たな国籍法改革法案がまとめられた。最低8年間合法的にドイツに滞在している外国人の親を持つ子供に出生によって国籍を与え重国籍を認めること、その子供は23歳までにどれか一つの国籍を選択すること。それがこの国籍法改革法案の主たる骨子である。（8年間合法的滞在という条件での）第二世代出生地主義の導入と23歳までの期限付き重国籍。FDPが主張する「オプション・モデル」がほぼそのまま採用される形となった（SZ 1999-3-12）<sup>20)</sup>。交渉の途中で緑の党は、60歳以上の高齢者や30年以上ドイツに滞在する第一世代の外国人に重国籍を導入する案を提起したが、FDPから拒否された。しかし緑の党は、出生地主義導入の成果を「世紀の改革」であると位置づけた（FAZ 1999-3-12）。こうしてSPD、緑の党、FDPが共同で提案する国籍法改革法案が3月19日連邦議会に提出された（法案はBT Drs 14/533）。

### 出生地主義をめぐる ―連邦議会での論争―

「国籍法改革法案」を提出した与党とFDPは、連邦議会ではそろって出生地主義（ないし「領域原理」）を導入したことの歴史的意義を強調した<sup>21)</sup>。SPDのミヒャエル・ビュルシュは次のように述べている。

今ここに提案する国籍法において決定的な進歩は何でしょうか。シリー内務大臣は討論の最後で、この法案の新しい点について詳細に明らかにするでしょう。その中でも、領域原理の導入と帰化の必要年限の明白な短縮化に関し、われわれは最も重要な改善を成し遂げています。……領域原理すなわち出生地主義の導入については、われわれSPDは大変長い間、正確に言えば86年もの間待ち続けてきたのです。……いずれにしても、今世紀の終りに、われわれは近代的な国籍法のアイデアを実現することに、ようやく着手することが来ました。（BT PIPr 14/28: 2282）

緑の党のケアシュティン・ミュラーは、この改革案によって出生地主義によって外国人「平等の市民権」を付与する可能性が開けたことを称揚した。

この基本的諸権利を、われわれドイツ人は今日この日までわれわれのためにとっておきました。というのも、1913年の国籍法によれば、ドイツ人はドイツ人を両親に持つものだけであったからです。この帝政時代からの遺物を、われわれはこの改革で変えることができます。(Ibid.: 2288)

確かに重国籍の全面的容認が導入されなかったことは大きな交代であった。しかしミュラーは、「この法律は、われわれの党派から見たあらゆる弱点にも関わらず、この国籍法の導入は連邦共和国において、重要な歴史的な一歩になります。この共和国がようやくヨーロッパと繋がったといえる改革なのです」(Ibid.)と位置づけた。

今回の改革法案作成をめぐる政治過程における最大の「勝利者」だったと言えるFDPのヴェスターヴェレも、1913年以来の国籍法を改正し「近代的国籍法」が得られることの歴史的意義を強調した。ここでも出生地主義の導入が重要である。

われわれにとって重要なのは——そのためわれわれは独自の法律案を持ってきたのですが——継続的かつ合法的にドイツに生活している外国人の子供で、ここドイツで生まれた者が出生によりドイツ国籍を獲得できるということです。……これらの子供は、最初から自分がわれわれの社会に属し、その一部であることを知るでしょう。彼は外国人であるという意識を持たずに成長することができるでしょう。彼らはドイツ語を母語として話すでしょう。そして、学校のクラスで朗読コンテストに勝つこともあるでしょう。(Ibid.: 2293)。

しかし、FDPと連立与党の間の立場の相違が明確になるのは、重国籍の問題をめぐることである。FDPのネーション理解は、国家への帰属意志や「忠誠心」を重視する「市民的・国家中心的」な特徴を持っている。ヴェスターヴェレは次のように述べる。

われわれはFDPとして、統合への特典〔出生によるドイツ国籍の自動的付与のこと—引用者注〕には統合への決断がついてくるという立場を表明しています。それゆえわれわれは、連立与党の当初のプラン、すなわち継続的な重国籍を全員に導入するというプランに明白に反対していたのでした。ドイツ国民になりたいものは、自分の元の国籍を放棄し、われわれの国に信条を示さなければなりません。ドイツのパスポートは、うまく付け足しのように受け取れる単なる紙切れではなく、ドイツ国家への意識的な志向なのです。(CDU/CSUの議員からの拍手) (Ibid.: 2294)

CDUとCSUの議員からの拍手を得ているように、このヴェスターヴェレの「国家への信条」を重視する立場は、多少表現に違いはあるが、内容的にCDUやCSUの考え方に近い。

FDPの立場は、CDU内改革派の立場とほぼ同一のものであった。しかしそのようなCDU内改革派の考えは、与党/FDP案と同日に提出されたCDU/CSUの「国籍法新規定法」(BT Drs 14//535)には反映されていなかった。この法案は出生地主義と重国籍をとともに拒否し、純然血統主義を維持したものであった。またここには、前政権期の末にCDU内で決議されていた「帰化保証」の概念が取り入れられていた。改革派の議員の多くは、このCDU/CSUの法案を支持してはいなかった。与党/FDPの「国籍法改革法案」の決議においても(5月7日)、CDU内からアルトマイヤー、フォン・クレーデン、レットゲンら改革派議員を含む23人が反対票を投じず「棄権」をしている(BT PIPr 14/40: 3446)。

しかし連邦議会では、もはや自らの法案通過の見通しが立たなくなっていたCDU主流派およびCSUの議員たちは、与党/FDPの法案に対する批判に始終している。その批判は、期限付き重国籍の容認が、国籍の剥奪を禁じた基本法第16条に違反しているということ<sup>22)</sup>、また毎年成人に達した外国人の青年たちに国籍選択の通知を送り、その選択を処理するという行政的作業の煩雑さをとりあげた。その他に、期限付き重国籍の容認が、結局「裏口から重国籍を導入する」ものであるとも主張した。親の国籍の離脱が不可能な場合、特例として次々の重国籍が認められ、結果として重国籍が一般化していくというのである。さらにCDU/CSUの議員たちは、外国人青年の間に犯罪が多いことをあげ、期限付きとはいえ若者に二重国籍を認める与党/FDPの法案は、国内の治安の悪化を招く可能性が高いと主張した(BT PIPr 14/28: 2302)。

またCDU/CSUの議員たちは、前政権期後半には控えられていた出生地主義批判も再開している。例えばCDUのマインラート・ベレやバイエルン州の内務大臣ギュンター・ベックシュタイン(CSU)は、出生地主義が子供の両親の拒否できない強制的なものであって、家族内に不和をもたらすと論じた(BT PIPr 14/40)。これまでと同様、ここでもやはり強調されているのは当事者の「統合」への「意志」なのである。

しかしベックシュタインの議論は、「意志に反する」という論点の他に、「エスノ文化的」に理解された血統主義擁護論を打ち出しているように見える。

われわれは統合に真剣に心を配らなければなりません。しかしそれは、両親の意志に反して子供にダブルパスポートを与えることではありえません。なぜトルコ人コミュニティはこの法案に反対し、「われわれの家族に不和を持ち込むことになる」と言っているのでしょうか。……わたしの目から見て、出生地主義は近代的な法理などではありません。人が生まれた場所という偶然は、人がどのような世代的連鎖(Generationsfolge)の中にあるのかという問題よりも、人間に与える影響が少ないのですから。(BT PIPr 14/40: 3455-3456)。

「世代的連鎖」の概念には、血統的結合を強調した「エスノ文化的」な色調がある。しかし、このような「エスノ文化的」議論もまた消極的なものにとどまっている。というのは、ベックシュタインはこれに引き続き、ドイツにすむセルビア人のエスニックな絆の強さを例に挙げ、外国人の統

合の困難さを示唆するにとどまっているからである。決してそこから「ドイツ人の血統の維持」へと発展させているわけではない。おそらくそのような「差異化主義的」なネーション概念は、「外国人市民の統合」というCDU/CSUにも共有されていて政治的課題に対し説得力のある解答を出すことができなかつたであろう。

### エルネスト・ルナンとドイツの「ネーション」

本論文ではこれまで、ドイツ国籍に出生地主義と重国籍を導入しようという左派・リベラル勢力と、それに反対する保守系の勢力のどちらの側にも、「市民的」で「国家中心的」なネーション理解・国家理解が前提にされてきたということを主張してきた。その基本的構図は、1998年の政権交代以後も変わっていない。こうした「合意」の存在は、双方の側の代表的な政治家が、ともに19世紀フランスの学者エルネスト・ルナンの有名な「ネーション」の定義を参照していることにも見て取れる。SPDの内務大臣シリート、CDUの党首シュライブラが、ともにルナンの概念を利用して自らの立場を根拠づけているのである。しかしその解釈のしかたは、もちろん異なったものである。

シリートは、1999年5月の連邦議会と連邦参議院の審議において、ルナンの「ネーションとは何か」の議論を大きくとりあげている。従来の「血統共同体」からの決別を推し進めようというシリートが、フランスの「市民的」なネーション理解を代表すると思われるルナンの考えを参照するのは当然かもしれない。

ルナンは先ず、ネーションはエスニシティに基づくものなのかどうかを検討しました。そうではない。そういう確信に彼は至りました。フランス人はケルト系、イベリア系、ゲルマン系のエスニシティを含んでいる。ドイツ人はケルト系、スラブ系、ゲルマン系を含んでいるのです。……そして彼はネーションの定義に至りました。彼は言います。「ネーションとは魂（Seele）であり、精神的な原理である。」  
(BT PIPr 14/40: 3418)

これが「意志」を重んじる「市民的」なネーション概念であると一般的には理解されるわけだが、むしろここでシリートが強調していることは、ネーションが持つエスニックな多元性の方である。

皆さん、広く受け入れられている先入見とは異なり、均質な社会というものは負担能力がありません。それは現実と一致する考え方ではないからです。(Ibid.)

つまり、均質な社会という理念は、様々なエスニックな出自をもつ外国人ないし移民を包含したドイツ社会の現実に適合していないというわけである。

他方、CDUの党首シュライブラも1998年11月14日の『南ドイツ新聞』紙上でのインタビューにおいて、ルナンの名前は出していないが、明らかにルナンに依拠したと思われる「日々の住民投票」

というネーション概念に言及し、出生地主義の導入に反対している。

ここで生まれた人は、なぜ誰もがドイツ人にならなければいけないのでしょうか。そういう意志のある人がドイツ人になれなければならないのです。これがわたしの言いたいことなのです。……彼らは「民主主義にかかわり、共に将来をつくっていく」という意志を持ち、無条件でドイツ人になるという意志をもたなければならないのです。国民（ネーション）とは日々の住民投票なのです。だからわれわれは、帰化の簡易化を望んでいます。(SZ 1998-11-14: 10)

ここでショイブレは、ネーションへ帰属する「意志」のことを強調している。このような理解はCDUやCSUの政治家の発言に、これまでも度々現われていたものである。

このようにシリーとショイブレは、ともにルナンの「ネーションとは何か」の議論に触れながら、異なったネーションに対する理解を表明している。シリーの方が、多様なエスニックな出自をもった人々の平和的な「共生」の関係を強調するSPDや緑の党の理解を表現しているのに対し、ショイブレはドイツ国家への帰属意志や「忠誠心」を強調するCDUやCSUの理解を代表している。この相違を、一方が「市民社会的」、他方を「国家中心主義的」と特徴付けることもできるであろう。

しかし別の側面もあることを見逃してはならない。SPDや緑の党の側が、国家による国籍付与が移民の「統合」を促進すると主張したのに対し、CDUやCSUの側は、国籍付与の果たす「統合」に対する作用にそれほどの期待を寄せていないという違いが、ここでは重要である。シリーは、「国籍法の改革は、包括的な統合の中核です。なぜなら、外国の出自を持つ市民が出自によってドイツ国籍を得たことにより、平等な権利によるドイツでの社会生活への参加が可能になった場合のみ、統合がうまく行くからです」(BT PIPr 14/28: 2318)と述べている。しかしCDUやCSUの立場の考えでは、国籍は単なる法律上の紙切れに過ぎず、出生による国籍付与は、それだけでは決して統合を保証しないばかりか、統合を阻害することさえある。国籍は統合の最終地点であり、国籍付与よりも前に「統合」のための政策を推進しなければならないのである。CDUのユルゲン・リュトガーズは次のように述べている。

パスポートによる統合。それは官僚制的決定の力へのイデオロギー的な信仰です。しかしながら、真の統合には、誰もが知っている通り、それ以上のものがあります。

統合とは、幼稚園や学校で行われます。住んでいる家の近隣で行われます。スポーツ団体でおこなわれます。それは若い外国人とドイツ人の隣人関係において行われます。そこで統合が行われるかどうかが決まるのです。……ドイツ社会において統合を望む者は、故国に帰ることを可能にする外国語教育ではなく、ドイツ語教育を促進しなければなりません。(BT PIPr14/28.: 2312)

すなわちリュトガーズは、市民社会における営み（幼稚園、学校、近隣、スポーツ団体など）が（そこにおける「社会化」が）、統合のためには必要であるというのである。このような「市民

社会的コミュニタリアン」とも言うべき「社会中心主義的」な統合観は、他の保守系の政治家にも共有されている<sup>23)</sup>。彼らが州レベルでの学校教育の役割を重視するのもそのためであろう。それに比べると左派系の政治家たちは、国家による国籍付与の効果を楽観視しすぎている傾向もなくはない。

先の4節で、SPDや緑の党の統合観を「弱い統合」と呼び、CDUやCSUのそれを「強い統合」と呼んだ。その「強弱」は、単に国家との結びつきの強弱だけではなく、市民社会レベルの関係性の「濃淡」とも関係しているように思われる。CDUの統合観は、市民社会レベルでの「共同体」的帰属の強さをも求めているのである<sup>24)</sup>。

## おわりに 一残された課題一

本論文は、1999年のドイツ国籍法の改正に至る論争過程を、そこに表現された国家やネーションの理解の仕方に焦点当てて分析してきた。出生地主義と重国籍を導入しようという側と、それに反対する側が双方とも「市民的・国家中心的」な理解を前提にしていたということ、しかしその解釈は双方の側で異なったものであったということを明らかにしてきた<sup>25)</sup>。

また、これまでのドイツ国籍法改正過程がしばしば、改正を推進するSPDと緑の党と、それに「強硬に」反対するCDUとCSUという明確な対立図式を前提に理解されてきたことに対し、本論文は疑問を投げかけている。そのような二極化図式は実状を単純化している。CDUとCSUは、双方の間のスタンスの違いはあれ、CDU/CSUの側も、ドイツに住む「外国人市民」の統合を目標に掲げ、国籍法改正自体にも反対ではなかった。ただそこには、SPDや緑の党とは異なった「統合」の概念があり、それは一部で、SPD/緑の党と共に「国籍法改革案」を提出したFDPの「統合」観とも接近したものであった。

しかし、残された問題も多い。そのうちのいくつかをあげておこう。

第一に本論文では、ブルーベイカーがドイツの国籍法形成の分析において重要な意義を認めていた「エスノ文化的」なネーション理解が、1980年代以後のドイツの国籍法改正論議の中で、否定的なシンボルとして以外、ほとんど見るべき役割を果たしてこなかったことを示した。だとすると、歴史的由来のある（とされる）この「エスノ文化的」なネーション理解はどこへ行ったのか。いつ、どのようにしてドイツの政治的公共圏での言論の舞台から姿を消すことになったのか。その原因と経緯を明らかにする必要があるだろう。

第二に、保守派の政治家の「統合」観に見られる特徴として筆者がやや唐突に指摘した「市民社会的コミュニタリアニズム」とは、いったいどのような系譜をもち、どのように展開されてきたものなのだろうか。出生地主義の導入と重国籍に反対する保守派は、これまで移民に対して「排他的」であるという理解がなされてきた。確かに彼らは、左派に比べて移民（外国人）に対してオープンではない。しかしそこには、左派系とは異なる「統合」についての思想があった。最近では、移民を寛容に受け入れてきたオランダのような「多文化主義」モデルが、かえって移民の隔離を進

行させる移民統合の失敗例として論じられることが少なくない (Luft 2008: 50)<sup>26)</sup>。そのようなことを踏まえると、ドイツの保守派に見られた、移民受け入れに慎重なアプローチを示す「統合」観を、もう少し真剣に見直してもよいのかもしれない。

第三に、ドイツの国家理解ないしネーション観は、今後どのように変容していくのか。本論文では、ドイツ国籍法改正をめぐる論争において、別様に解釈された二つの「市民的・国家中心的」なネーション理解の対立が現われていたことを明らかにした。だが、このネーション（ないし国家）の理解は、ネーション（ないし国家）の一般論として語られることが多かった。国籍法改正論議において、ドイツ自身のネーションないし国家がどのように変容していくのか（していくべきなのか）に関する具体的な理念は争点になっていなかった。それは何らかの意味で「ドイツ的」なのか、そうではないのか。「ドイツ的」だとするとどう「ドイツ的」なのか、あるいは「ヨーロッパ的」なのか、または「キリスト教的」なのか。外国人のドイツへの「統合」が共通の課題となる中で、左派のみならず保守派の側でも、ドイツのアイデンティティは問い直され、再定義されるべき対象だった。出生地主義と重国籍反対の急先鋒の一人であるCSUの党首エドムント・シュトイバーでも、「われわれの目的はドイツのアイデンティティを守り、われわれとともに合法的に生活している外国人市民たちを真に統合することなのです」(BR PIPr 738: 183) という認識を示している。彼も「外国人市民の統合」によってドイツの「ネーション」の編成に大きな変化が進行していることを認識した上で、「守る」べきものを見出そうとしていた。では、そのドイツのアイデンティティはどのように再定義されればよいのか。この問題は、国籍法改正直後からCDUやCSUの政治家たちが提起したドイツの「主導文化Leitkultur」をめぐる論争へと発展していく。それは「エスノ文化的」なドイツのアイデンティティに代わる、新たなアイデンティティの模索であった。その行方を見ていかねばならないだろう。

これら残された課題は、また別の機会に考察することにしたい。

#### 注

<sup>1)</sup> 連邦議会では5月7日、連邦参議院では5月21日に可決され、「1999年7月15日の国籍法改革法」して成立し (BGBl, 1999 I, S.1618), 2000年1月1日から施行された (Hailbronner/Renner 2005: 161-162)。

<sup>2)</sup> しばしば誤って理解されているが、これはドイツの国籍法が「血統主義から出生地主義へと転換した」のではない。「血統主義を出生地主義で補完した」ないし「血統主義に出生地主義を追加した」という言い方が正しい。ドイツ人の子供がドイツ人であるという血統主義の原則はいささかも変更されていないからである。そもそもドイツ国籍に限らず、近代国家の国籍はほとんどの場合血統主義を基礎に置いている。それに対し、出生地主義の要素の多寡は国ごとによって異なっており、それがその国の国籍法の特徴を形成していることが多い。

<sup>3)</sup> 1999年のドイツ国籍法改正をめぐる過程の学術的研究としては、これまでもすでに多くのものが出されている。管見する限りで列挙すると、Anil (2005), 福田 (2001), Gerdes/Faist (2006), Gnielinski (1999: 45-90), Green (2000), Howard (2008), Hell (2005), 前田 (2004), Münch (2008: 128-158), Murray (1994), 清水 (2008) などがある。またDeutscher Bundestag, Referat Öffentlichkeit (1999) の中

には連邦議会広報局がまとめた国籍法改正過程の経緯が記載されている。

<sup>4)</sup> ブルーベイカーの分析については、同訳書につけた筆者の「監訳者解説」を参照せよ (Brubaker 1992=2005: 317-342頁)。フランス国籍法の形成過程に関してはパトリック・ヴェイユによる批判もある。

<sup>5)</sup> 政治家たちが自らの政治的利害に基づいて離合集散を行っている最近の日本の政党政治を見ると、このような政党観はあまりリアリティを持たないかもしれない。だが、ドイツや他の欧米の政党を見ると、政党は単なる利害関係の一致によって成立するだけでなく、独自の政治文化や表現スタイルを持っているように思う。そして、そのような政治文化は、利害の対立を越えて政党を持続させる「伝統」を構成しているように思える。それはまた、アメリカ合衆国の共和党と民主党に関しても言える。この両党の違いには、政策の違いよりも政治文化の違いが大きく作用しているかもしれない。

ドイツの場合明確に、保守から革新まで、独自の歴史的背景をもった、比較的世界観の違い（「イデオロギー的」な違い）の明確な5つないし6つの主要政党から成り立っている。CDUとCSUは共にキリスト教的背景をもった保守・中道の政党だが、CSUがバイエルンの地域的自治性を土台にしているという点でCDUとは明確に異なった伝統をもっている。最近では旧民主共和国の社会主義政党の伝統を引き継ぐ政党がSPD左派と合流して「左翼党」を結成し、貧困者の立場に立った最左翼の役目を果たしている。しかしSPDも、19世紀以来の歴史を持った伝統のある左翼政党である。その他に、19世紀以来の伝統を継ぐ自由主義の政党FDPは小規模であるが、その規模の小ささがドイツの「自由主義者」（あのマックス・ヴェーバーもこの系譜の上にあるが）の独自の位置を示しているともいえる。1980年代に連邦議会に参加するようになった緑の党は、いわゆる「1968年世代」の新左翼の理念を代表する政党である。なお、各政党はそれぞれに関連する研究財団をもっているが、その名称が各政党の「伝統」を示していて面白い。CDUは「コンラート・アデナウアー財団」、CSUは「ハンス・ザイデル財団」、SPDは「フリードリッヒ・エーベルト財団」、FDPは「フリードリッヒ・ナウマン財団」、そして緑の党は「ハインリッヒ・ベル財団」である。

<sup>6)</sup> この公共圏を世界観の「ヘゲモニー闘争」の場と見る見方については、拙著（佐藤 2008）の第1章を参照していただきたい。拙著ではこの闘争をピエール・ブルデューの「界」の概念を用いて分析することを試みているが、まだ理論的な展開は十分ではない。

<sup>7)</sup> シュミットのこの枠組みを用いて、ドイツの外国人政策を明解に整理した研究として久保山（2002）がある。筆者はこの論文を通じて、シュミットの研究を知ることができた。

<sup>8)</sup> 本論文は連邦議会に参加している主要政党に焦点を当てているが、極左・極右による議会外の団体や活動も無視することができない。その動きが主要政党の方針に影響を与えるからである。国籍法改正に関しては、極右の排外主義運動の存在が重要である。主要政党は、その存在を攻撃や非難の対象とするだけでなく、極右に向かいがちの人々の支持を取り付けるために、「右傾化」することもある。

<sup>9)</sup> この文句については、1981年11月／1988年2月に連邦政府（シュミット政権）が公式に「ドイツ連邦共和国は移民国ではないことには合意がある」と決議していた（Bundesministerium des Innern: 1998: 10）。

<sup>10)</sup> 1998年にSPDと連携して国籍法改正を推進する緑の党は、この時代まだ国籍法には関心を示していない。緑の党が1989年6月に連邦議会に提出している「外国人のための定住法」（BT Drs 11/4466）は、基本法で定められた権利を「外国人」に与えることにより、「外国人」を「外国人」のまま憲法的法体制の下に包摂していこうという、いわば「ポストナショナル」な立場を示していた（BT PIPr 11/419: 11124）。しかしその後、議会経験が蓄積され、国家権力の中枢に近づくにつれて、国籍法改正という「ナショナル」な目標に向かうようになっていったのであろう。このような緑の党の立場の変化には興味深いものがある。

<sup>11)</sup> 例えば、1986年3月14日、緑の党のシーアホルツの発言には「特に我々は、1913年の帝国国籍法をド

イツ連邦共和国独自の国籍によって置き換え、基本法第116条を連邦共和国のドイツ人に限定付けたいのです」(BT PIPr 10/205: 15775) とある。

<sup>12)</sup> 国外からの流入者(「外来民」)の急増については、近藤(2002: 88-95)を参照。

<sup>13)</sup> アウスジードラーの制限については拙稿(佐藤 2007)参照。

<sup>14)</sup> 帰化請求権は、1980年に連邦参議院でノルトライン＝ヴェストファーレン州から(BR Drs 52/80)、そして1982年シュミット時代の連邦政府から(BR Drs 3/82)、それぞれ法案が出されていた。後者は連邦議会でも提出され、審議もされたが、シュミット政権の崩壊によって不成立となった(BT PIPr 9/100: 6054-6064)。

<sup>15)</sup> CDU改革派も、そのネーション観においてはCDU主流とほぼ同一のものである。ただ彼らが違っているのは、出生地主義の導入と期限付き重国籍によって国家への忠誠心はむしろ促進されるという考え方をもっていたことである。また、彼らも全面的な重国籍導入には反対していた(FAZ 1997-10-30)。

<sup>16)</sup> 血統主義は近代적であるというこの考え方は、決して突飛なものではない。むしろ19世紀においては、血統主義は近代的な原則であり、出生地主義の方はむしろ封建的なものであるという考え方は広く共有されていた。例えば、1882年フランスにおけるコンデユ・デタのカミーユ・セーは出生地主義に反対し、「イギリスとポルトガルをのぞくすべてのヨーロッパ諸国がその国籍を血統主義によっており、科学の進歩がヨーロッパの端から端まで人を2～3時間で移動させる時代に、なぜ領土内に生まれたということ为基础とするこの封建的な国籍の原理を復活するのか」と述べているのである(Brubaker 1992=2005: 157における引用)。ツァイトルマンであれば、このセーの議論に同意するであろう。

<sup>17)</sup> 「ダブルパスポート」を特集した1999年1月11日の『シュピーゲル』誌の表紙には、トルコ人の少女が、トルコとドイツの二種類のパスポートを片手に持って見せている写真が使われている(SPIEGEL 2/1999)。重国籍はこのように、「一人の人間が二つのパスポートを持つ」という分かりやすいイメージで理解されたのである。

<sup>18)</sup> この運動は、最初シュオイブレが国籍法改正についての住民投票のアイデアを出したのに対し、シュトイバーがそれに反対し署名運動の代案を出したところから始まったそうである(SZ 1998-12-21)。この署名運動については、与党から「民主主義の政治文化を脅かす」ものであるというような批判が、党から寄せられた。しかしCDU主流派やCSUの政治家たちはその「民主主義」的な「世論の動員」を肯定的に評価した。なお近藤潤三によれば、それまで左翼の政治手法であった「街頭政治」を、それまで「議会制民主主義」の建前を尊重してそこから距離を置いてきた保守派のCDU/CSUが採用したところに、この運動の注目すべき点があった(近藤 2006: 213)。

<sup>19)</sup> しかし署名運動それ自体に対する支持はやや少なかった。1998年3月のアレンスバッハ研究所の調査では、署名運動を「よい」と思うものの割合が49%、「よくない」と思うものの割合が37%、「わからない」が14%であった。だが、ここでもやはり支持が明らかに上回っている(Noelle-Neumann/Köcher 2002: 584)。

<sup>20)</sup> このFDPの改正案は、第5期コール政権の時代に確立されたものである。1997年のランラント＝フェルト州の案が、これと同一であった。それ以前、1993年時点でのFDPの案は、第三世代の出生地主義をとっていた(Gnielinski 1999: 58-6)。

<sup>21)</sup> しかし1月のシリー案での出生地主義と、議会で提出され成立した国籍法改正案の出生地主義は、微妙に異なっている。シリー案が、一方の親がドイツに生まれたか、あるいは14歳から許可を得て滞在していることという条件であったのに対し、議会で提出された法案(FDP案から来たものだが)では、一方の親が8年以上許可を得て滞在しているという条件であった。この相違が与党とFDPとの間でどう議論されたのか、筆者は今のところ確認していない。シリー案は第三世代に無条件に国籍を付与するものだが、第二世代に関しては議会提出案の方が若干条件が緩いように思われる。

<sup>22)</sup> 基本法第16条 (1) は、ナチス時代の恣意的な国籍剥奪の経験から、国籍の剥奪を禁じた条項となっている (Gnielinski 1999: 30)。

<sup>23)</sup> リュトガーズの発言は、1998年5月18/19日におけるCDU党大会で決議された「将来プログラム」における「ドイツにおける外国人——実りのある共生のために」の項目の文章と同様の発想をとっている。そこでの文句を引用してみよう。

継続的にわれわれの下に生活している外国人市民を、われわれはわれわれの下に編入 (eingliedern) したい。編入、そして統合は職場で、学校で、スポーツ団体において、長い時間を経て起きる。……統合はまた、他の生活様式に対する寛容と、適応する努力との双方が、共に並んで進んでいかなければならないものである。(PROTOKOLL: 253)

<sup>24)</sup> ショイブレの考え方もやはり、「市民社会的コミュニタリアニズム」と特徴付けられるかもしれない。本文で紹介したインタビューから時代は少し遡り、1994年12月28日の『南ドイツ新聞』でのインタビューで、彼は次のような考え方を開陳している。

共同体への結合には、共通の憲法価値への合理的信条だけで十分ではありません。多くの決断は知性からよりも感情によって根拠づけられるので、われわれは感情的な結合が必要なのです。これが共同体の基礎に関する本質なのです。……共同体とは、あなたが一人ではないものの全てです。家族だってひとつの共同体です。村も町も、共同体です。団体 (Verein) も共同体です。そして国民 (ネーション) も共同体です。(SZ 1994-11-28: 8)

国籍法改正にあたっては国家とネーションへの「忠誠」や「信条」を重視していたショイブレも、決して「共同体への帰属感情」を国家やネーションへ一元化して考えていたのではなかったのである。むしろ彼は、その多元性を強調している。

<sup>25)</sup> 「市民的・国家中心的」ネーション概念は、いわゆる「憲法パトリオティズム」にも近いものと考えられる。「市民的・国家中心的」ネーション概念と同様、「憲法パトリオティズム」にも左派系から保守系まで(「市民主義」的なものから「国家主義」的なものまで、あるいは「ポストナショナル」から「ナショナル」まで)、「憲法への信条」を中軸とした様々立場として、様々な解釈が可能になる。広く知られたハーバーマスの「憲法パトリオティズム」はその一類型に過ぎない。

<sup>26)</sup> ここでシュテファン・ルフトは、オランダの社会学者ルード・クープマンズの未公開の論文を紹介している。

**【政党名に関する略称】**

CDU…Christlich-Demokratische Union (キリスト教民主同盟)  
CSU…Christlich-Soziale Union (キリスト教社会同盟)  
FDP…Freie Demokratische Partei (自由民主党)  
PDS…Partei des Demokratischen Sozialismus (民主社会主義党)  
SPD…Sozialdemokratische Partei Deutschland (ドイツ社会民主党)  
緑の党…Bündnis 90/Die Grünen (90年同盟／緑の党)

**【参考資料・文献】** ([ ] 内は略記号)

**\*議会資料**

*Deutscher Bundesrat, Plenarprotokoll* [BR PIPr] (連邦参議院議事録)  
*Deutscher Bundesrat, Drucksache* [BR Drs] (連邦参議院議事資料)  
*Deutscher Bundestag, Plenarprotokoll* [BT PIPr] (連邦議会議事録)  
*Deutscher Bundestag, Drucksache* [BT Drs] (連邦議会議事資料)  
*Verhandlungen des deutschen Reichstages: Stenographische Berichte* [RT] (ドイツ帝国議会議事録)

**\*党大会資料**

*Protokoll. 10. Parteitag der CDU Deutschlands 18.-19. Mai 1998* (Stadthalle Bremen) [PROTOKOLL]  
(CDU党大会議事録)

**\*定期刊行物**

*Archiv der Gegenwart* [AdG]  
*Frankfurter Allgemeine Zeitung* [FAZ]  
*Der Spiegel* [SPIEGEL]  
*Süddeutsche Zeitung* [SZ]  
*Tageszeitung* [TAZ]

**\*研究書・研究論文・その他の刊行物 (著者・編者アルファベット順)**

Anil, Merih, 2005, “No more Foregners? The Remaking of German Naturalization and Citizenship Law, 1990-2000,” *Dialectical Anthropology*, 29

Brubaker, Rogers, 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press (=佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店,2005)

Bundesministerium des Innern, 1998, *Ausländer und Asylpolitik in der Bundesrepublik Deutschland*, Bonn: Bundesministerium des Innern

Deutscher Bundestag, Referat Öffentlichkeit (Hg.), 1999, *Reform des Staatsangehörigkeits- Die*

- parlamentarische Beratung (Innenausschuss des Deutschen Bundestages)*, Bonn: Deutscher Bundestag, Referat Öffentlichkeitsarbeit
- 福田善彦 2001 「ドイツ国籍法改正と二重国籍問題」『神奈川大学国際経営論集』No.21
- Gerdes, Jürgen/ Faist, Thomas, 2006, “Von ethnischer zu republikanistischer Integration: Der Diskurs um die Reform des deutschen Staatsangehörigkeits,” *Berlin Journal für Soziologie*, 76 (3)
- Gnielinski, Thomas, 1999, *Die Reform des deutschen Staatsangehörigkeitsrecht*, Berlin: Peter Lang
- Green, Simon, 2000. “Beyond Ethnoculturalism? German Citizenship in the New Millennium,” *German Politics*, 9 (3)
- Hailbronner, Kay/ Renner, Günter, 2005, *Staatsangehörigkeitsrecht*, München: Beck
- Howard, Marc Marjé. 2008, “The Causes and Consequences of Germany’s New Citizenship Law,” *German Politics*, 17 (1)
- Hell, Matthias, 2005, *Einwanderungsland Deutschland?: Zuwanderungsdiskussion 1998-2002*, Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften
- 近藤潤三 2002 『統一ドイツの外国人問題 一外来民問題の文脈で一』（木鐸社）
- 2006 「戦後ドイツの街頭政治について」『社会科学論集』44号
- 久保山亮 2002 「ドイツの移民政策」, 小井戸彰宏編著『移民政策の国際比較』（明石書店）
- Kurşat-Ahlers, Elçin, 2002, “Die Bedeutung der Staatsbürgerschaftlich-rechtlichen Gleichstellung und Antidiskriminierungspolitik für Integrationsprozesse,” Ursula Mehländer und Günther Schulze (Hg.), *Einwanderungsland Deutschland: Neue Wege nachhaltiger Integration*, Bonn: Dietz
- Luft, Stefan, 2008, “Konfliktfelder um Staatsangehörigkeit und Integration,” *Politische Studien*, 422
- 前田直子 2004 「ドイツ国籍法改正の経緯」『研究報告集 独協大学大学院外国語学研究所』17
- Meier-Braun, Karl-Heinz, 2002, *Deutschland, Einwanderungsland*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp
- Münch, Ingo von, 2007, *Die deutsche Staatsangehörigkeit: Vergangenheit– Gegenwart– Zukunft*, Berlin: De Gruyter Recht
- Murray, Laura M. 1994, “*Einwanderungsland Bundesrepublik Deutschland?* Explaining the Evolving Positions of German Political Parties on Citizenship Policy,” *German Politics and Society*, 33
- Noelle-Neumann, Elisabeth und Renate Köcher. 1997. *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993-1997*. München: K.G.Sauer Verlag
- 2002, *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1998-2002*, München: K.G.Sauer Verlag
- O’Brien, Peter, 1996, *Beyond the Swastika*, London: Routledge
- 佐藤成基 2007 「国境を越える『民族』——アウスジードラー問題の歴史的経緯」『社会志林』第54巻第1号
- 2008 『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』（新曜社）
- 清水聡 2008 「ドイツ国籍法の改正と政治的「公共空間」の展開 1988–99年 —ヘッセン州議会選挙に焦点を当てて—」『公共圏の創成と規範理論の探求 —現代的社会問題の実証的研究を通して— 論文集（I）』（法政大学社会学部科研費プロジェクト）

Schmidt, Manfred, 2002, "Germany: A Grand Coalition State," Joseph M. Colomer (ed.), *Political Institutions in Europe*, London: Routledge

[付記] 本論文は日本学術振興会（JSPS）科学研究費補助金，基盤研究C（課題番号：18530406「ドイツの国籍法改正とナショナル・アイデンティティ」）の援助を受けて行われた調査に基づくものである。ドイツでの数度にわたる調査を可能にいただいた日本学術振興会に謝意を表したい。